

衆議院 外務委員会 議 録 第 五 号

平成十九年三月二十八日(水曜日)

午前九時十二分開議

出席委員

委員長 山口 泰明君

理事 小野寺五典君 理事 嘉数 知賢君

理事 三原 朝彦君 理事 やまぎわ 太郎君

理事 山中 燐子君 理事 長島 昭久君

理事 山口 壯君 理事 丸谷 佳織君

理事 伊藤 公介君 理事 猪口 邦子君

理事 宇野 治君 理事 上野賢一郎君

理事 小野 次郎君 理事 河野 太郎君

理事 高村 正彦君 理事 新藤 義孝君

理事 鈴木 馨祐君 理事 藤野真紀子君

理事 松島みどり君 理事 三ツ矢憲生君

理事 山内 康一君 理事 小川 淳也君

理事 楠田 大蔵君 理事 笹木 竜三君

理事 長妻 昭君 理事 平岡 秀夫君

理事 笠 浩史君 理事 鷲尾英一郎君

理事 東 順治君 理事 佐々木憲昭君

理事 照屋 寛徳君

外務大臣 麻生 太郎君

内閣官房副長官 下村 博文君

法務副大臣 水野 賢一君

外務大臣政務官 松島みどり君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 三浦 守君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 吉田 秀司君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 長嶺 安政君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 猪俣 弘司君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 伊原 純一君

政府参考人 (外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長) 中根 猛君
政府参考人 (外務省北米局長) 西宮 伸一君
外務委員会専門員 前田 光政君

委員の異動
三月二十八日
辞任

補欠選任

愛知 和男君 藤野真紀子君

篠田 陽介君 上野賢一郎君

田中眞紀子君 楠田 大蔵君

長妻 昭君 平岡 秀夫君

前原 誠司君 小川 淳也君

笠 浩史君 鷲尾英一郎君

笠井 亮君 佐々木憲昭君

同日
辞任

補欠選任

上野賢一郎君 篠田 陽介君

藤野真紀子君 愛知 和男君

小川 淳也君 前原 誠司君

楠田 大蔵君 田中眞紀子君

平岡 秀夫君 長妻 昭君

鷲尾英一郎君 笠 浩史君

佐々木憲昭君 笠井 亮君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出第四八号)

山口委員長 これより会議を開きます。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び内閣提出、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案件審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官長嶺安政君、大臣官房審議官猪俣弘司君、大臣官房参事官伊原純一君、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長中根猛君、北米局長西宮伸一君、法務省大臣官房審議官三浦守君、大臣官房審議官吉田秀司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。丸谷佳織さん。

丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷佳織でございます。きょうはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

先日、三月二十日の本会議でも質問をさせていただきました。本日議題となっております国際刑事裁判所の設立に関するローマ規程の承認案件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案に関しまして、賛成の立場から質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、先日本会議の方で問題意識は御理解していただいていると思えます。その点について、きょうはフォローアップという意味でもうちょっと深く伺いをさせていただきます。

さきほど申し上げたように、法務省の方から副大臣来ていただいておりますが、どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

まず一問目としまして、このICC締結の意義というものを、大臣の御所見を本会議場でお伺いいたしました。大臣の方からは、ICCが管轄権を有する犯罪を犯した個人を処罰する包囲網の一翼を我が国として担っていくとの決意も表明していただいた次第でございます。実際に、これは国内法の補完性という意味でのICCでございますので、まず法整備がきちんとされている国においてはその国内法において裁判が実施されるわけでございますが、実際にICCの意味合いというのは、大臣がおっしゃった、法の包囲網を国際社会がつくっていくという意味が非常に強いと承知をしております。

しかしながら、この包囲網、現在、残念ながら、まだ実目粗い包囲網だと言わざるを得ない状況だと思えます。というのは、現在の締約国というのは百四カ国、我が国が締約をしまして百五カ国になります。国連加盟国は百九十二でございますので、百五としますと、四五％は非締約国であるということを考えますと、まだ目の粗い包囲網を、いかに細かな目の包囲網にしていくかという努力が必要であると存じます。

その中で、大臣の方からも、特にアジア諸国においては締約国が少ないという状況を見て、アジアの一国としての我が国がアジア諸国の締約に働きかけていきたい旨の御答弁もいただきました。実際に働きかけをどのようなアプローチをもって行っていくのかという観点も重要かと思えます。例えばカナダにおきましては、ICCの開発途上国の批准をふやすために、国内法整備を手助けする法律家を非締約国である開発途上国に派遣しているという例があるようでございます。

こういった形での具体的なアプローチを我が国として考える段階に入っていると思えますが、こ

の包囲網を細かな目にしていくために、我が国としてどのような働きかけをアジア諸国に行っていくことができるかと考えよう。この点についてお伺いいたします。

○麻生国務大臣 御指摘のように、今アジアでいいますと、大洋州を入れて約六十カ国、そのうち締約国は約十二だと思えます。それから、アフリカ五十三カ国で二十九カ国。おっしゃるように、全体で見ますと、ヨーロッパ等々、ヨーロッパへいきますと今度は、チェコ以外は皆締約国になっておりますので、地域差があることは確かでございます。

そういった中であって、アジアの中に日本が締約国になりますと、日本としてこういった意義というものを他の国々に対していろいろ言っているか、ねばいかぬところだと思えますが、基本的には法の支配というものを推進していくということが一番肝心な点だと思います。

ただ、今申し上げましたような国々の中でいうと、そんなことよりほかに、まだこれもできておらぬ、あれもできておらぬという国もあるかと思えます。そういった意味では、我々としては、いわゆる三権分立の司法という部分について、経済はそこそこだけれども、法の支配と言われる三権の司法の部分に関しては、なかなかまだそこまで手が届いていないという国々に対して人を出して、いろいろ人的貢献をしていくとかいうことを含めまして、考えていかなければいけない部分もあるかと思えます。

現実問題として、例えば今カンボジアをやっておりますのは、そういった意味では、カンボジアにおけますいろいろな民法、商法、民事訴訟法の手伝いを、今法務省からいろいろ行っておりますけれども、そういったのを含めまして、こういったことが今後必要なことになっていくであろうと思っております。

○丸谷委員 今、カンボジアの例を大臣の方から挙げていただきましたけれども、今後の課題でございますが、例えば司法協力分野へのODAの拡

充の必要性というものも考えることができるのではないかと思います。特にICCの締約を機にということではございませんけれども、そのグッドガバナンスという意味でも司法制度は非常に重要になってきますし、また当然、ICCという角度からとってみても、その国内法の整備ができるかどうかによって締約できるか締約できないかというところで悩んでいる国もあると思えますので、例えば開発途上国に対する司法協力というのを今後ODAの一つの柱として我が国として支援を考えていくということはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 ODAといいますと、何となくインフラの話ばかりがよく出ますけれども、現実問題としてそれ以外にもいろいろしておりますのはもう御存じのとおりなので、そういった意味では、この部分というものは必要なことだと私も思っています。

ただ、難しいのは、そういったのは向こうから言われませんと、こっちからこれをやれというのは、なかなかちよつと言にくいところは確かにございます。したがって、先方からの要望というものもある程度導き出してやるような形にしていこうというのが、従来の、向こうから希望があったのを選択して、これはやります、これはやりませんというのとは少し違う形になろうと存じます。そういった意味では、司法に關しての協力要請というのが出てくればその段階で考えさせていたかどうかという意味で、こつちから、この法律とかあの法律というの、なかなかちよつと言にくいところがあるというの、現実でございまして、

○丸谷委員 そういった司法協力の必要性というのは大臣も認識していただいているということでございますので、今後の外交の柱として、開発途上国に対してどのような国づくりをしていくかの視点において、またぜひ御検討していただきたいと思います。

このICCの加盟国、まだ非締約国に關しては国連の約四五%に及ぶという話をさせていただきました。実際に、中東は締約国が一カ国というこ

と、あるいは国連安保理の大国、アメリカであったりロシアであったりも締約をしていません。それぞれ国によって、あるいは地域によって締約をしていない理由はあると思えます。

大きく三点あるのではないかと指摘もされております。一点目は、ICCの活動が自国の主権との関係で問題を生じ得るとの懸念から加盟を見合わせている場合。二つ目のパターンとしては、ICCに加盟すれば自国民がICCの裁判権に服することになるおそれがあるとの懸念から加盟を見合わせている場合。また三点目として、ICCによる検察権行使が公正に行われるかどうかについての懸念からそもそも加盟を見合わせている場合と、三点目の検察権行使が公正に行われるかどうか、三点目の不安があるということであれば、これはなかなか、考え方によって、日本が、いや、大丈夫ですよと言っても加盟を促進することは難しいかと思えます。

ただ、一点目の、ICCの活動が自国の主権との関係で問題を生じ得るとの懸念から加盟を見合わせている場合、こういった主権との関係から見合わせている場合は余り合理的な懸念ではないのだらうと思えます。なぜなら、これは補完性という意味でのICCだということをきつちりと理解していただく、プラスその国の法整備が、ICCが管轄するような案件に關してきちんと対応できる法整備をしていけば主権の侵害にはならないということがあるんだらうと思えます。そういった意味からでも、特に開発途上国に關しては、国内法の整備をお手伝いできることがあればすることによってICCの締約の促進につながるというふうに確信いたしますので、ぜひこの点も今後の検討課題としてまた積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

二点目の質問でございますが、実際に我が国がこのICCにどのように貢献をしていくことができるのか。言うまでもなく、我が国はICCの分担金最大

拠出国としての経済的な役割を担っております。プラス、本会議でも大臣から御答弁をいただきました。人的な貢献、我が国にも優秀な人材がおりますので、そういった方たちをしっかりとICCの中で役立てていく、人的貢献もしていきたい旨の御発言をいただきました。

もう一つ、ICCの締約国会議の中には議長団が形成をされるお伺いをしております。この議長団は、三年の任期で選出をされます議長一人、プラス二人の副議長、そして十八人の構成員から成る議長団だということでございます。この議長団の実際に担っていく役割、想像するところでございます。また、実際に締約国会議のコアの部分として運営に当たり、あるいはICCの経済的な効率性を高めていくためにどうするか等の議論も中心になっていただけたらかなというふうにも思いますが、ぜひ我が国もこの議長団というものでしっかりと役割を担っていくという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

議長団の選出というのは国ベースで行われまして、実際には国連大使が議長等の任務を果たしているというふうにお伺いしておりますけれども、我が国の貢献のあり方として、議長団に参加をしていく、また影響力を行使していく、ICCの独立性と正当性を維持していくような、そういった責任を果たしていただきたいと思います。この点についてはいかがお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 今御指摘にありましたように、今議長団というのが、議長がたしかコスタリカ、そして副議長が二人、南アとオーストラリアだったかな、から出ている、三名で構成をされていると存じます。任期は三年ということで運営をされていると存じます。

基本的に今、確かに拠出国としては、これは通年でいきますと約三十億ぐらいの分担金を払うことになろうと思っております。国連分担金の比率からいっても、日本の場合はかなり大きな分担金、一番大きな分担金になろうと思えます。そういった中であって、日本も入っているといういきなりすぐ

の話ではありませんけれども、私も、これに加盟した以上は、この組織というものがきちんと運営されていくというのは非常に大事なことで存じます。その意味でも、人というものがどうやって、それを運営するのは人になりますので、そういった人的な面につきましては私も意欲を持ってやっていかねばならぬところだ、私もそう思います。

○丸谷委員 よろしく願います。

私の方から、本会議で三点、二〇〇九年に招集されますローマ規程の検討会議において、ぜひ日本政府として提案をしていただきたい三点を挙げさせていただきます。一点目は、十八歳未満の子供、いわゆる子供兵士徴兵の問題でございます。そして、テロリズムの犯罪化とまた大量破壊兵器の使用についてのローマ規程の取り扱いについて提案をさせていただいた次第でございますけれども、いずれの点においても、政府の方からは議論に積極的に参加をしていきたいという御答弁をいただきました。議論に積極的に参加をしていただくのは非常に喜ばしいことでございますけれども、実際にどのような方針を持って参加をされるのかというところをぜひ伺いたいと思います。

例えば、子供兵士の場合ですね。実際には、子どもの権利条約があって、その後に選択議定書が採択されました。この選択議定書は十八歳未満の者の徴兵制を犯罪化しております。子どもの権利条約の方は十五歳未満ということで、ローマ規程においては選択議定書の十八歳未満というところで子供兵士の年齢を区切ってはどうかという提案をすることについて、我が国として提案をしていくというお考えをお持ちでしょうか。もしそれはいかがなものかなというのであれば、何が問題点になってきて、どういう懸念があるのか、この点について教えていただきたいと思います。

○麻生国務大臣 児童の権利条約との関係で今御質問がござっておりますけれども、児童の権利に関する条約を踏まえ、十五歳未満の児童につき軍

隊への強制的徴集を禁じるというのは、これは戦争犯罪と規定をいたしておりますのはもう御存じのとおりであります。一方、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書というのがござりますが、これは十八歳というところに三歳の乖離があるということの御指摘なんだと思っておりますが、この点に關しましては、いろいろな場面でございますと話題になってきたところでもあります。

そういった意味で、私もとしては、これは今どちらをどうとかいうのではなくて、とにかく子供が戦争に参加させられるというのは、これはどう考えても状況としては好ましい状況とは思えませんので、この問題に関してどうするか一方に既に決めて、この態度で、こっちでいこうと決めているわけではございません。ございませぬけれども、この問題に關してはいろいろこれまで話題になってきたところでもありますので、積極的に参加をしていきたいと思っております。ただ、十五歳にしますか十八歳にしますか、それとも十六ですかというような話になってくるんですけれども、まだ何歳と決めて対応していこうと決定したわけではございません。

○丸谷委員 考え方として、今後二〇〇九年までまだ若干時間があるといえはありますので、この検討会議に当たって、当然、そこに議題が出されてきたときに、さあどうしようかということではないんだらうと思えます。予測されるテーマについてどのような方針を持っていこうかというの、今回これが可決をして締約した暁になるのかもしれませんが、ぜひそこは外務省の考え方というのを示していただきたいと思っております。どうかよろしく願います。

では、二点目のテロリズムを犯罪化する、この必要性についての外務省の今の考えはいかがですか。これも議論に積極的に参加をしていくということでございますけれども、例えば、ローマ規程が採択されました外交会議におきましては、検討会議では、テロ犯罪と麻薬犯罪についてそれ

らの定義を決定し、ICCの対象犯罪に含めることを目指して検討が行われることを勧告する、リコメンドするという決議を含む最終文書に我が国としても署名をしております。

この署名をしたということをもつても、実際には検討をするという態度を示したというところになるかもしれませんが、この点について今政府の見解というのはいかがでしょうか。また、議論が出たときには積極的に議論をしていこうという御答弁しかいたさないでしようか。

○麻生国務大臣 これは、丸谷先生御指摘なさるまでもなく、テロというのはいかなる理由をもつてしても正当化することはできない、これだけはつきりいたしておると思っております。

日本も、テロ防止関連条約のもとで、テロ行為を国内法上犯罪ということにしておりまして、自国で訴追するか、もしくは他の関係締約国に引き渡すかということによってこれを取り締まるということにならうと存じます。

政府としても、これまでこの種の話に關しましては各国とみなやっておりますので、そういったところにおきまして、今後とも、この問題につきましまして、テロというのは極めて卑劣な行為でもありますので、これに対する態度ははっきりいたしておると存じます。

○丸谷委員 実際に、二〇〇九年の検討会議の場において、ICCの中で大きな役割を担っていく我が国として、どのような方針で、こういったテーマを重視して、何を議論していくかということとを、やはり外交方針としてぜひお示しいただきたいということなんです。

外務委員会、例えばバイの交渉、日朝交渉ですとかいろいろなことにおいてはなかなか、そこまではお答えできませんとか、明確にいたさない御答弁があるのは十分理解いたしますけれども、こういったマルチなものに關して、また我が国が締約をするもの、署名をするものに関して、非常に多額の拠出金、分担金を払うものに対して

は、こういった姿勢、方針で臨むのかということぐらひは、ぜひこの外務委員会でお示しできるような外務省であっていただきたいというふうに思いますが、それを、今後今後ということではなくて、早目早目に議論していただきたいと思っております。どうかよろしく願います。

では、法務省から法務副大臣に来ていただいておりますので、同様に本会議で国内法の整備及び司法改革について質問をさせていただきます。この点についても私としては若干納得してない部分がございますので、この点について伺いをさせていただきます。

被疑者段階での弁護人の付与の必要性というのを、我が国においても必要だという発言をさせていただきました。長勢法務大臣の方からは、平成十八年の十月から被疑者国選弁護制度が一定の事件について既に実施されておりますという御答弁をいただいております。

ただ、この制度、大臣がおっしゃったように一定の事件でございまして、対象が短期一年以上の重大事件に限定をされております。もし短期一年以上の重大事件について被疑者段階での弁護人の付与というものが既に実施をされていたのであれば、例えば富山県での冤罪事件は防止できたかもしれませぬけれども、鹿児島県の公職選挙法違反事件というのは防止できません。

私が本会議で主張したのは、すべての事件について被疑者に弁護人を付与する権利を認めていくべきではないか、この点をお伺いしたわけでございますが、改めて法務省の見解をお伺いいたします。

○水野副大臣 先生御指摘のとおり、去年の十月から、短期一年以上の事件を対象にして被疑者の国選弁護は始まっているわけなんですけれども、これは、平成二十一年の五月までには、対象事件が死刑、無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪に拡大をされる予定でございます。

そうはいつても、それでもまだ対象にならない

事件というのはあるというお話だと思ふんですけれども、ただ、被疑者国選弁護の対象となる犯罪を一定の犯罪に限定したというのは、いわゆる司法過疎地域が存在することや、税金でございまして、公的資金導入に伴う国民の負担を考慮するということと考えると、やはり優先度の高いものをやっていく必要があるということを考えているところでございます。

このような点を踏まえますと、被疑者国選弁護制度の対象をさらに拡大してすべての被疑者を対象とすることにつきましては、その時点における司法過疎地域の状況やさらなる公的資金の導入に伴う国民の負担等を考慮して、そして議論をされるべきものだというふうに考えてございます。

○丸谷委員 ありがとうございます。

すべての犯罪にも適用していくためには問題点があるという御答弁をいただきました。司法過疎地あるいは税金の問題ですから、そういった予算の面も含めて問題があるのであれば、司法過疎地をなくす努力をされていると思いますけれども、こういったことを重ねながら、ぜひこの点について、また今後も公明党として訴えていきたいと思ひますので、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

続いて、取り調べでの弁護人の立ち会いについてお伺いいたします。

この点は、取り調べ過程の可視化について、これもまた公明党として、していくべきだと主張させていただいております。実際に昨年の七月からは東京地方検察庁において録音、録画等をされているというふうに聞いておりますけれども、実際に取り組んでみて、現在のところ状況というのはいかがでしょうか。可視化が始まる前と始まった後、何か変化があったのか、ぜひ御報告をしていただきたいと思ひます。

○水野副大臣 先生御指摘のとおり、去年の七月から東京地検において可視化の試行を行っているところでございます。去年の年末までに十三件、可視化の試行を行っているところでございま

す。

今後、他の検察庁、東京地検以外にも拡大をしていこうというふうにしておるんですけれども、東京地検の今のケースというのは、ことしの年末までに試行を行っていく予定でございまして、その結果を踏まえていろいろと、試行ですから、その取りまとめを、結果がどうだったかということの判断していきたい。裁判員制度が始まりますので、二年後の五月までと法律で決まっておりますので、それまでのところでいろいろと議論をしていかなきゃいけない。

ただ一方で、この取り調べの可視化というのは、被疑者に供述をためらわせるんじゃないかと、関係者のプライバシーにかかわることを話題にすることが困難になるんじゃないかとかという問題もありますので、法務省としては慎重に検討すべき課題だというふうに考えてございます。

○丸谷委員 今、昨年の七月から十二月の間十三件というお話がございましたけれども、具体的な内容はともかく、可視化したことによって、例えば取り調べ自体にどういった変化があったのか、そういったことはまだまだとめられていない状況でしょうか。もしとめられていたら、今の段階でお話しできることがあれば、お話ししていただきたいと思ひます。

○水野副大臣 十三件の内容というのは、裁判員裁判の対象の裁判ではあるんですが、その具体的な内容という具体的な事件名はちょっとお答えを差し控えていただきたいと思いますし、また、では弊害とか何かそういうことがあったのかという点に関しては、まことに申しわけないんですけれども、捜査機関の具体的な捜査活動に関する御質問になりますので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○丸谷委員 そうしましたら、元法務副大臣の我が党の富田茂之衆議院議員が実際に韓国・ソウルの南部の地検に行つて、取り調べの録音、録画の実施状況を視察してきた報告書を私も読ませていただいたんですね。

その中では、映像録画の評価について韓国の方に尋ねましたところ、検事の方からは、人権保護の強化と捜査過程の透明性が保障されたというふうに発言をされておりますし、また、調書の作成時間が省けるので二時間もあれば十分取り調べが終了した、被疑者も録画を承知で供述するので真摯な態度になる、また、検事の質問が追及型から対話型に変化していったことによつて、調査方法、内容についての異議申し立ても明らかに減少した等の結果も御報告していただいたそうでございます。

私がきょうお伺いしたかったのは、可視化をしたことによつて、弊害だけではなく、また事件の内容ではなく、実際にどのような変化が起きていますかという質問をさせていただいた次第でございますけれども、それについては、まだ内容の取りまとめができていないという理解でよろしいですか。法務省、いかがでしょうか。

○水野副大臣 試行を行っているものについては、先ほど申し上げましたけれども、本年末までの間この試行が実施されるものと承知をしておりますが、最高検察庁において、試行終了後、試行結果を分析、検討し、適宜の時期に検討結果を何らかの形で報告するものと承知をしております。

○丸谷委員 では、またその報告をしっかりと私たちが拝聴しながら、今後の我が国における司法制度改革に向けての発言をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。

本日、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。きょうは、外務委員会の質疑というところでありますけれども、私は、法務委員会と外務委員会の連合審査をすべきであるということで要求をいたしておりますけれども、いろいろ時間の制約等もあつて、出張して質問するというふうな形になりました。ちょっと残念ではありますけれども

も、法務副大臣も含めてしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

国際刑事裁判所については、我々は、できるだけ早くこれを批准し、我が国も国際的な役割をしっかりと果たしていくべきだという主張をしてきておりますので、基本的には批准そのものについては大きな問題があるとは思っておりませんけれども、国内法制化の問題とか、あるいはこれからのICCの運営に当たつて我が国としてどう取り組んでいくのかというところについて、しっかりと政府の考え方を示していただきたいというふうに思ひます。

そこで、最初でありますけれども、これは外務大臣からお聞かせいただきたいと思ひます。

国際刑事裁判所、我々は、先ほど言いましたように、できるだけ早くその規程を批准すべきであるということをお願いしてまいりました。今回、その批准に向けての審議がこゝで行われてきているということでありまして、この国際刑事裁判所の存在の意義についてどのように認識をしておられるか。国際社会の中でどんな役割を果たしてどういうことを期待しているか、その中で我が国がどういう役割を果たせるか、そういう積極的な意義、どんなことを考えておられるか、そこをまず教えていただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは平岡先生、やはり初めて常設の国際法の法廷というところが従来になところなんじゃないんでしょうかね。私ももとよりましては、国際社会にとつて重大な犯罪を犯したという人を国際法に基づいて訴追、そしてそこが常設の裁判所ができたというところでありまして、これは、国際社会において、法の支配とかそういう点から考えても、この部分では極めて大きな意義があるんだ、私もとしてはそう認識をいたしております。意義は基本的にそこだと思ひます。

○平岡委員 今の大臣の答弁でも、積極的な意義を見出しておられるということで、それはそれとして私たちと同じような考え方だと思ひます。

それでは、お聞かせいただきたいと思うんですが、このICCローマ規程について言えば、一九九八年のローマ外交会議で採択されたわけでございますね。しかしながら、我が国の加入がいまだに実現されていない。今回の国会で批准について今審議がされているということでありますけれども、ここまで我が国の加入ができてしまったのは一体どういう理由があったんでしょうか、その点について外務大臣の見解を示していただきたいと思います。

○麻生国務大臣 このICCの規程の締結に当たりまして、幾つかのことが必要だったんだと存じます。

一つは、この規程の対象犯罪、いわゆる集団殺害等々の犯罪、人道に対する犯罪、それから戦争犯罪等々に関して、国内法等についての整合性やいろいろな関係についての検討が必要、これが一点目だと存じます。

それから、ICC、いわゆる国際刑事裁判所に對しまして、実質的な手続やICCの運営を害する犯罪等の処罰につきまして、新たな国内法を整備する必要があるという点が一点。

それから、各国の実行等々の調査等々もありましたでしょうが、もう一点は、これに加盟いたしますと、相應の分担金を払わねばならぬということになると思っております。通年でいきますと大体年間三十億ぐらいになると予想いたしております、少し事情が違っても予想いたしております。新たにそういった財政負担が起きてくるということになると思っております。初年度は三カ月にしかなりませんので約七億二千五百万ぐらいになるかと存じますが、そういった意味での予算の手当の問題に對しても対処する必要があります等々あるうと思っております。法務省を含めましていろいろな関係諸機関との関係を整合性を持って図る。予算の手続、予算上の対応措置等々が多くの時間を要したところだと理解をいたしております。

○平岡委員 全然理由になっていないですね。優秀な法務省と外務省の役人が、今説明されたよう

な国内法との整合性とかICCの法廷でのいろいろな違反に対する処罰とか、これを検討するのにも五年も六年もかかるということはありませんよ、大臣。大臣はこういう立場でこの国際刑事裁判所を見ておられたかわかりませんが、何れにしても、官僚のそういう形式的な答弁で、この問題を、なぜおくれたかという問題の本質をやりごまかしちゃいけないと思えますね。大臣、そう思われませんか。

○麻生国務大臣 見解を異にします。(平岡委員「ちよつと今、隣がうるさかったの」と呼ぶやじというのはいやうううううと思えますよ、私もいつもそう思っておりますが。

見解を異にします。

○平岡委員 見解を異にするというのは、どういふふうに変化するんですか。異にするのなら異にするで、なぜ、どういふふうに変化するのかというのをちゃんとやっていただかないと、議論が進まないじゃないですか。

○麻生国務大臣 役人の一方的な話だけを聞いて、これまで七年もかかったという見解には、異にすると思っております。

○平岡委員 そうだとすると、大臣が先ほど答弁されたような中身でこれまで批准ができてしまったということ、自分も本気でそう信じているということですね。

それでは、ちよつと例が悪いかもしれませんが、松岡農水大臣の事務所費の問題とか光熱水費の問題で、松岡大臣が答弁しているということ、それで納得している安倍総理と同じことです。私は、もつと麻生さんは率直に物事を考えられる人だと思っております。そんな答弁をしていたのは一般国民からは支持されないというのをやはりしっかりと認識していただかないと思えます。これは別に余談でありますから。しっかりと、本当に本質は何だったのかということをやはりよく自分の頭で考えていただきたいと思いますね。

そこで、大臣が先ほど、しっかりとこの国際刑

事裁判所の意義について述べられました。しかし、残念ながら、国連の安保理の常任理事国であるアメリカとかロシアとか中国は、まだ加入していないんですね。これは、大臣はこういう理由でこれらの国々が加入していないというふうにお考えになっていませんか。

○麻生国務大臣 これは、私どもの知っている範囲では、アメリカ、ロシア、中国、それぞれ入らない背景というのは少々異にしていると存じます。

アメリカに関して言わせていただくと、海外で活動しておりますアメリカの軍人等々がICCで訴追されることを危惧というのが大きな理由だと理解をいたしておりますし、各国の決定は尊重するが、締結国とならないというアメリカの決定も尊重してもらいたいということで、ICCを弱体化させる意図は全くないという見解を示しております。

ロシアは、同じくこれはICCの規程には署名をいたしておりますけれども、締結は行っておりません。今、ICCの規程に関して、いわゆる締結すべく作業中であるということ、これは、異にしております。その点に関しての見通し等々についてはいまだ明らかになっておりません。

中国は、これは規程に署名していません。ただし、常設の国際裁判所の設立自体については支持しております。ICCの活動を見守りたいとして参加しておりますし、今後ともしていきたいというので、それぞれの国によって事情は異なっております。

○平岡委員 それぞれの国によって事情が違う、確かにそのとおりなのかもしれません。大臣が調べられた、大臣が調べるように指示されたのかも知れませんが、アメリカ、ロシア、中国の加入していない理由というのは、比較的本音ベースがあるかなと、アメリカなんかについて言えば、それに比べると、先ほどの大臣の説明で、我が国の批准がなかった理由というのは余りにも形式的過ぎるな、こういうふうに入りますね。

やはり本質は何なのかということをもう少し議論しないと、アメリカとかロシアとか中国がなぜ加入していないのか、ではこれらの国々が加入するたけにどのような事情をつくっていくかなければいけないのか、我が国としてどういふ努力をしていかなければいけないのかというところがわかってこないんだらうと私は思いますね。

そういう意味では、大臣のなぜこれまでできなかったのかという答弁については、やはり不満が残ると思えます。

それはそれとして、今、中国、ロシア、アメリカが加入していない理由について説明をいたいただきましたけれども、さはさりながら、我が国としては、やはり国際刑事裁判所の存在の意義については非常に高く評価しているわけでありまして、これらの安保理の理事国がこの国際刑事裁判所に参加してくるということは大変大事なことだと思っております。大臣としては、これらの国々に対して加入を促進していくためにどういふ努力をされようと考えておられますか。

○麻生国務大臣 今、それぞれ国によって違うということ、これは申し上げましたので、これはやはり、ICCが普遍的なものだということ、これはやはり、ICCが普遍的な組織とするということが一番期待されているところなんだと思っております。日本としても、加盟した後は、こういったものがきちんとした普遍的な価値観を発揮できているという実態をつくる、もしくは証明できるというようなことが、より積極的説得力を持つのではないかなと思っております。

○平岡委員 ぜひ説得力のある努力をしていただきたいということをお願い申し上げたいと思えます。

それで、法務委員会との連合は実現できませんでしたが、法務委員会からわざわざやってまいりましたので、国内法制との関係を少し議論させていただきますというふうに入ります。

も、かつて共謀罪のときに、留保の問題で、留保とは何ぞやということをお勉強していただいたんじゃないかなというふうには思いますけれども、実は、このICC規程には、百二十条で「いかなる留保も付することができない」とされているんです。そして、では我が国はこのICC規程について留保しないので参加できるのかという点が一つの問題になるんではないかと思えます。

そこで、私が聞くところによると、ICC規程の中に例えば文化財に対する攻撃というのがあって、その未遂罪についてもICC規程では処罰の対象になるというふうになっているわけでありまして、処罰の対象にならないんだというふうな状況になっている。

このことを考えてみると、どうも今回のICC規程を留保しないで参加するというのはちょっと難しいんじゃないかというふうには私は思うのでありますけれども、この点については、留保しないで済む国内法制ができているのか、この点について確認をさせていただきたいと思えます。

○松島大臣政務官 お答えいたします。

現在この国会で審議していただいておりますのは、ICC規程と同時に国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律という法律も一緒に議論していただいております。この法律に基づきます運用を行うことによりまして、ICC規程上締約国に要求されている義務を果たすことができると思えます。したがって、我が国は留保を付する必要はないというわけでございます。

なお、ICCで処罰の対象とされている犯罪の中には、理論上は、おっしゃいましたように我が国の国内法で処罰できないものはございます。この点にしまして、ICC規程は、その対象としている犯罪を各締約国の国内法における犯罪として処罰できるように法整備しろということを義務づけてはおりません。したがって、理論上我が国の国内法で処罰できない対象犯罪があるからといって、問題となることにはなりません。

仮に我が国で処罰できない場合には、補完性の原則、このICC規程というのは補完性の原則というのが重要なのですが、条約と各締約国の国内の法律が補完し合うというこの補完性の原則によりまして、ICCが管轄権を行使することになっております。

ただ、こう申しますと、しよつちゅう管轄権を行使されると大変なわけですが、ICCが実際に管轄権を行使いたしますのは、十分な重大性を有する事案についてのみでございます。十分な重大性というのは、ICCのこれまでの例でいいますと、何千人という人に対する殺害などを指しております。このことを踏まえまして、おっしゃいますような事案についてICCが管轄権を行使することは、実際には余り想定されません。

○平岡委員 補完性の原則ということをおっしゃいましたが、逆に言うと、その補完性の原則が適用されるということになったときに、我が国の国民が、例えば先ほど指摘したような文化財への攻撃に対する未遂罪で、これは日本では犯罪になつていないから日本では裁けない、そうなつたらICCが出てこなきゃいけないというふうな形で出てきたときに、果たして、法律に犯罪として規定されていないようなものでも我が国の国民がICCに連れていかれる、そういう形のことを我が国としてやるということですか。

これだけならまだちょっと想定がしにくいのかもしれませんけれども、せんだつて参議院の予算委員会でも浅尾慶一郎同僚議員が質問されたときに、外務省から提出していただいた資料の中には、例の、人の盾というんですかの問題があった、例えば我が国の平和愛好団体とか愛好者が戦争反対ということでの盾になっているというようなことがあったときに、これは、ICC規程の中では「文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象とならないようにするために利用すること」というのがあつて、これについては、国内法では、自己の意思に基づいて同意していた場合には処罰できないとい

うようなことになっている、これは外務省の提出した資料。なっているんですよ。

こういうようなときにはどうなるんですか。国内法では処罰できないけれども、ICC規程に書いてあるから、ICCの方から逮捕の要請とかがあつたときにはこれにこたえていくということになるんですか、どうですか。

○猪俣政府参考人 規程との関係での詳細の説明になりますので、私の方から答弁させていただきます。(平岡委員「詳細じゃない、基本的な部分」と呼ぶ)基本的な部分もございします。

先ほど松島大臣政務官から答弁させていただきましたように、ICC、国際刑事裁判所の対象犯罪のほとんどのは、国内法によって、殺人罪ですとか傷害罪、逮捕監禁罪等で処罰可能でございますけれども、今御指摘のあつた、少なくとも外務省が提出した資料に書いてある四つの類型がございまして、このような我が国の国内法で処罰されない行為についてというのは、理論的にはあり得るということでございます。

先ほど松島大臣政務官が答弁されましたように、国際刑事裁判所が十分な重大性を有する事案であると認めるということがまさに管轄権を行使する場合になるわけでございますので、今挙げました類型の四つの行為、これが果たして、ICC規程に基づきまして、十分な重大性を有する事案ということでICCが管轄権を行使するかどうかという点での問題はあろうかと思えます。

そういうことを考えますと、仮に十分な重大性があるというふうなことであつたとすれば、ICC規程に基づきまして、今回国会に提出させていただいております我が国の法律案に従ひまして、引き渡しを含みますICCからの協力要請にに応じるといふことで考えているわけでございます。

したがいまして、先ほど言いましたけれども、実際に管轄権を行使するのは十分な重大性を有する事案についてということでございますので、そのような事態が発生することというのは実際には想定されないというのが政府の判断でございます。

す。

○平岡委員 ここは本当は理論的にちゃんとおかきやいけないところだと思ふんですよ。今の答弁の中で、実際には生じないだろうと想定されるからとりあえず国内法制化はしておりますというの、私は、やはり一つの対応なのかなというふうな気もしないでもないんですね。けれども、理論的にはどうなのかなというところはちゃんと整理しておかきやいけない。

その理論的なところを、さつき前半ちよつと言われたところでいくと、やはりこれは、我が国の国内法で処罰の対象になっていないものであつても、補完性の原則が適用されてICCにおいて処罰される、裁判にかけられて最終的には処罰されるという可能性が理論的にはあるんだ、そういう説明だつたと思うんですけども、それ自体はどうですか、罪刑法定主義とか、あるいはさらに進んでいけば、憲法あるいは刑事訴訟法で定められた国内の適正手続、こうしたものとの関係で、私は問題が生ずるのではないかと。

やはり国内法でもしつかりと何が処罰されるのかということについては明確にする必要があるとともに、場合によつては、我が国ではそんなことまではできないんだということであるならば、留保はできないにしても、解釈宣言とかそういうような形で明確にしておく必要があるんじゃないかというふうには思ひます。

これはどつちかといえば外務省の方ですね。条約の留保と解釈宣言、やりましたよね、政務官。解釈宣言でもしつかりとやっておく必要があるんじゃないかというふうには思ひますけれども、どうですか。

○猪俣政府参考人 外務省でございますので、外務省の事務方から答弁させていただきます。

まず、罪刑法定主義との関係の質問がございしました。

これはまさに、三月九日の参議院の予算委員会御質問があつて、法制局長官の方からお答えしたとおりでございますけれども、国際刑事裁判

所に関する条約でありますローマ規程は、集団殺害犯罪等の重大犯罪について、各締約国に対しまして国内法においてこれを犯罪とするまでのことは義務づけておりません。国際刑事裁判所からの請求に応じて引き渡し犯罪人の引き渡し等の協力をすることをもって足りるということにしているのがまず前提でございます。

それで、罪刑法定主義でございますけれども、我が国において刑罰を科する場合の本来規定でございますまして、国際刑事裁判所による処罰について直接的に適用があるものではございません。ただ、そうではございますけれども、我が国として、同規程に定めまします義務に従って、強制力を持つて引き渡し犯罪人の引き渡し等の協力を行うこととします以上、当該犯罪人の処罰にかかわる一連の手續の全体が、別途憲法三十一条が保障します適正手續の趣旨になうものであることは必要であると考えております。

この点につきまして三点ほど指摘できることがあるということとをそのときも答弁させていただいておりますけれども、一つは、ローマ規程上、国際刑事裁判所が管轄権を行使します犯罪は、集団殺害犯罪等の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪とされるものに限定されておりまして、その構成要件や法定刑なども明定されているわけでございます。

二つ目は、その規程が規定しております国際刑事裁判所における手續につきましても、捜査、予審それから公判の手續を通じまして、詳細、適正に定められているということでございます。

三つ目が、我が国における引き渡し犯罪人の引き渡し等の協力の手續についてでございますけれども、これはまさに、今、国会に提出させていただいております国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の定めるところによることになるわけですが、そこでは、国際刑事裁判所の判断を尊重しつつも、我が国の裁判所による司法審査を義務づけておりますし、それ自体の適正手續も確保されておるわけでありまして、このようなことを

考慮いたしますと、我が国による引き渡し犯罪人の引き渡し等の協力を含めて、一連の手續の全体は憲法三十一条の保障する適正手續の趣旨にかなうものと言いうことができません。

したがいまし、さらに言いますと、我が国は、このような協力を行うための前提としまして、我が国自身が集団殺害等の重大犯罪のすべてを国内法によつても処罰することができるようになければならないというまでの必要性はないということが、先ほどから説明させていただいている答弁の趣旨でございます。

○平岡委員 ちよつと長い答弁で、今全部正確に理解できていない可能性があるので、議事録をちゃんと読み直して、しっかりとまた質問をさせていただきたいというふうに思っています。そういう意味では、この点については、私としては、私の見解を出すということについては留保させていたきたいと思ひます。

ちよつと別の関心事があるので、そっちの方にとりあえず移ります。

法案の第五十五条に、証人等買収罪の規定があるんですね。これは共謀罪を審議する法案の中でも議論されたわけでありまして、我が国の今までの裁判における証人と弁護人の関係とか、そういうような関係からすると、これは裁判を萎縮させるような形になつてしまふんじゃないか、非常に問題であるという指摘が当時もされておりました。

例えば、こういうふうなことを言っていますね。刑事事件に関して証人等を買収すること自体を犯罪化することは、その必要性が明確でなく、その適用の仕方によつては刑事弁護の実務に萎縮効果をもたらすことが必至である。例えば、証人の自宅を避けて喫茶店や飲食店で打ち合わせ等が行われた場合、これは弁護士が打ち合わせをするんですけれども、証人のチェックのために時間をとつてもらつた証人のために交通費や日当、飲食の費用を弁護士が支払うのは、むしろ社会的な常識の範囲であると考えられてきた、こういうよう

な位置づけになつていふと。今度、規程をそのまゝ国内法制化するといふえ、このことが逆に今の一般の刑事事件にも影響が及んでくるということも心配されるということでもあります。

そういう意味でいくと、この証人等買収罪について、設置するのは適當ではないというふうには思ひますけれども、この点についてはどうですか。

○水野副大臣 証人等買収罪については、委員今御指摘のとおり、現在継続審議になっております犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案にその創設を盛り込んでおりますし、今回の法案についても規定するものとしたものですけれども、これは、ローマ規程、いわゆるICC規程の第七十条の四(a)により、各締約国はこういうような法整備を行う義務を負っているわけでございます。

そして、証人等買収罪の保護法益は、刑事手續において、一般に証言や証拠物の内容等が買収によりゆがめられていないこととこれに対する社会一般の信頼であります。このような法益を刑罰をもつて保護することには十分な合理性があると考えられます。

また、今回犯罪とするのは、証人等に対して、一つは、証言しないことまたは虚偽の証言をすること、二つには、証拠を隠滅、偽造、変造することまたは偽造、変造の証拠を使用することという、現行法上も偽証罪等の犯罪に当たり得る行為を行うことの報酬として金銭その他の財産の利益を供与する等の行為ですので、このような行為を犯罪とすることも十分な合理性があると考えております。

○平岡委員 今言われたように、全部が問題だと言っているんじゃないかと、証人等買収、特に、証言をしないことについて金銭その他の利益を供与するといったような、そのところが問題になっているわけですね。今の説明では、私が指摘したところについては全く話が通つていないと思ひますね。

一般の法律、国内法の世界でも、証言をしないことについて金銭その他の利益を供与するということについては、これは処罰の対象になつていふんですか。

○水野副大臣 そういうことでございます。

○平岡委員 ちよつと私の理解とは違ひますけれども、そこはちよつと私も確認した上でまた質問させていただきますと思ひます。

私が期待していた答弁というのはそういう答弁じゃなかったんですね。どういう答弁を期待していたかというところ、附則の第一条の施行期日のところに、五十五条、五十六条の規定については、先ほど言われた共謀罪の法律の施行の日またはこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すると書いてある。つまり、あちらの方でしっかりと議論されてどういう取り扱いにするかということが決まらない限りは、この証人等買収罪の規定は適用させないんだ、こういうことを政府として提案している、私はこの答弁を期待しておつたんですけれども、そうじゃないんですか。

○三浦政府参考人 現在御審議いただいております国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律における五十五条、五十六条の罪につきましては、ICCの事件についての証人等買収を処罰するというところでございますが、先ほど副大臣の方で御答弁されたのは、この罪とともに、そのベースになつておりました、現在御審議いただいている条約刑法の罪、それらを詰めて、合わせた場合には、ICCの手續における犯罪だけでなく、我が国の刑事事件についての証人等買収も処罰の対象になるという趣旨であつたかと考えております。

その上で、御指摘の附則の経過規定と申しますか調整規定がございますので、あくまでも、条約刑法の関係で、条約刑法が成立してそちらの方が施行されるという段階になつてこちらの方の罪についても施行される、そういう関係になつております。

○平岡委員 要するに、私が言ったことは間違つ

ていないということですよ。何かいろいろ前段階が長かったのが言いたいのかよくわからなかったんですけど、私が期待していた答弁は、そのとおりですということではないですね。○三浦政府参考人 条約刑法の成立を前提とするという点で、そのとおりでございます。

○平岡委員 条約刑法の方は、これから、どういう段階なのか知りませんが、まだ審議が終わっていない案件でございますから、そちらの方でしっかりと議論することになるのかもしれないですね。そういう意味では、五十五条がそのままだと施行されるということではないということ、議論はこれからである、そういう前提で考えていきたいというふうに思います。

ところで、今言ったもう一つの五十六条の方、これも共謀罪のときにかなり議論があった話でありますね。組織的な犯罪に係る証拠隠滅等ということで、団体というのがどんな団体かというので議論されましたね。法務委員会でもしっかりと議論されて、組織的犯罪集団というふうな言葉で、今や与党の方もそういうふうに直していこうというのがある。既に意思決定がされているような段階の中で、また古めかしい条文がそのままここに登場してきたということでもあります。

ここでいう団体、括弧の中で定義はしてありますけれども、「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるものをいう。」こう書いてあつて、これはまさに現行の組織的犯罪処罰法の中でもこう書いてあるんですけれども、これが議論になったんです。団体というのは、一体、組織的犯罪集団に限定されるというふうな考えなのか、それとも、一般に合法的な活動をしている労働組合とか会社とかそういうようなものも含まれる概念なのか、これが議論になったんですけども、これは、前のままの、議論を踏まえない法案が出てきているので、大変私は心外なんです。

この団体というのは、先ほど私が質問した組織

的犯罪集団に限定されるのか、それとも、合法的に活動している団体、労働組合とか会社なんかも含まれるということなのか、どっちでしょう。

○水野副大臣 法案五十六条の団体の定義というのは、委員が今おっしゃられたとおりでございます。そして、そしてこの法案の第五十六条の罪が成立するのは、ICC規程に定める罪が、団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われた場合または団体の不正権益を維持する等の目的で犯された場合において、その罪について、国際刑事裁判所、ICCが管轄権を行使する刑事事件に関して証拠隠滅等の行為がなされた場合です。それで、御質問の、労働組合とか会社とか、そういう正当な目的で活動している団体については、ICC規程に定める罪が、当該団体の活動として、しかも構成員結合の目的がその罪に当たるといふことは想定されません。また、このような正当な目的で活動している団体が不正権益を有することも想定されません。したがって、このような団体について法案五十六条の犯罪が成立することも想定されません。

○平岡委員 その答弁は法務委員会でもされてはいるんですけども、もしそういう答弁でいかれても、与党が修正案あるいは修正試案というのを、出してこのところについて直しているんですから、それを踏まえた法案をちゃんと提出されたらいいですか。どうですか。

○水野副大臣 条約刑法のときも、この議論、団体のいろいろな議論があつたのは承知しております。また、それに対して委員がおっしゃるような議論もあるんですけども、この五十六条の団体の定義というものは、今答弁したようなことがあります。つまり、普通に活動している会社とか労働組合は対象にならないということを国会答弁などで明言させていただいておりますので、あえて法文上の修正とかをしないでも、このとおりでも大丈夫なんじゃないのかなというふうに考えて

おります。

○平岡委員 提出したものを直すというのはなかなか勇気が要る話ですから、できると思つていませんけれども。

これも、いづれにしても附則の一条のところ、五十六条の規定、これはしかし、五十五条に該当する行為に係る部分に限ると書いてあるのでも、五十六条の規定そのものの施行が後送りになつていくという形になつていくので、これもまた共謀罪の審議等の中でどうあるべきかというふうな話というのは多分行われるんだらうと。そういう意味では、これは先送りになつていくということであらうと思つたので、その点についてはそこですっきりと議論することとして、我々としては見解を留保しておきたいというふうに思います。

そこで、るる国内法の話をしてきたわけでありまして、どうもイメージとしてよくわからないんですけども、我が国は、基本的には国内法の世界でいろいろな処罰の対象になつていくものがある。あつて、そういう処罰の対象になつていくものについて、行為が行われれば国内法で処理される。こういうことになるんだらうというふうに思ふ。すけれども、ICCへの加盟に伴つてつくれるこの法律が適用される場面というのは、幾つか典型的な、こういう場面にはこの法律がこういふふうにかいてくるんだというのをちょっと例示として挙げていただけますか。その中に何か問題が潜んでいるかどうか、その点を確認していききたいと思ひますので、例示を挙げていただきたいと思います。

○松島大臣政務官 例示ということでございます。例えば、外国で発生した集団殺害犯罪に関し、外国籍の被疑者が日本に逃走してきた場合、そうした場合に、我が国において当該被疑者を捜査、訴追、今までですと、国内法では訴追しない場合もあり得ます。外国で犯罪をした外国人が被

疑者で、犠牲者も外国人、こういう場合に、ICCから日本に対してその当該外国人の被疑者の引き渡し請求があれば、日本は、ICC協力法に基づいて、この外国人である被疑者の引き渡し手続をとることがあります。

○平岡委員 それ一つだけ言われたんじや、ああそうか、日本人は関係ないんだ、これは日本人に適用される法律じゃないんだというふうにかわるような場合で何かあるんじゃないですか。これはもうきのうしっかりと事前に、どういふうに日本国民にかかわりがあるのかというのをちゃんとわかりやすくしてほしいということ、言つてあるので、お願いします。

○松島大臣政務官 日本人がということで申しますと、我が国の、日本の国内法では、殺人罪等の重大な犯罪を国外で行つた日本人については、処罰をすることが可能でございます。

そのため、こういうことがあるのかどうかかわりませんが、例えば、海外で傭兵として活動し殺人を行った日本人が日本国内に戻つてきた場合、こういうとき、我が国で処罰することが可能となつております。(平岡委員「我が国で処罰することが可能、それは国内法に基づいて」と呼ぶ)そう。この場合は可能で、国内法では、したがって、仮に当該日本人が海外で行つた殺人がICC対象犯罪に該当する場合であっても、我が国において当該日本人を捜査、訴追した場合には、ICCが管轄権を行使することなく、我が国がICC協力法に従つて日本人をICCに引き渡すことはなく、これは日本の中でやります。

○平岡委員 今の例は、この法律が適用されないケースを言っているんです。されるケースを聞いたんです。

例えば、傭兵として働きました。傭兵というのは、例えばその国が戦争をする。戦争そのものは犯罪じゃないんですよ、その国においては。そうしたら、人を殺すことが英雄とされる戦争においてたくさん人を殺して、たくさん人の勲章をもらつ

て日本に帰ってきた。この人は日本の国内法で訴追されるのかといったら、そんなことは多分ないでしょうね。

そういうようなケースだけれども、例えばICCの方で考えたときには、その戦争行為がある意味では非常にICCの規程に反するような行為であったというようなときには訴追される可能性があるのかというふうにもちょっと思うのでありますけれども、どうですか。

○猪俣政府参考人 今の最後に挙げられた例でございませうけれども、日本人の傭兵がどこかの国あるいはだれかの団体と行って向こうで殺害を行ったということになりますと、当然これは、国外犯規定で、日本に帰って来ればやはり殺人ということとで処罰の対象になるということが想定されます。仮にそれが処罰されなかった場合ということも、ちょっと想定しにくいんですけれども、そういう状況があったという、全くの仮定の、万が一の話ということになるとすれば、理論上はあり得るかもしれませんが、ただし、通常であれば国外犯規定によって当然処罰されるということですので、我が国の国内法によって処罰される例であるということだと思います。

○平岡委員 今のは多分おかしいですね。もうちょっと詰めてください。

例えば、自衛隊がイラクに行つて何か正当な業務をしていて人を殺しちゃったというようなときに、これは、国内法に照らせば、人を殺したんだから、殺人だからといってやることは多分ないんですよね。それと同じように、外国の軍隊に雇われて働いた日本人が人を殺したからといって、これが殺人罪になるはずがないんですよ。だから、ちょっと詰めていい。ちゃんとそれは整理しないと、こんな国内法では、私は、ちょっと危なくて怖くて、とても承認できないですよ。

○猪俣政府参考人 傭兵と日本の自衛隊が国内法に基づいて派遣されて活動する場合と、当然違うと思ひまして、正当な派遣行為に基づいて活動している自衛隊と傭兵でやっているというのは立場

が違うことでございますので、先ほどの私の答弁は何ら問題ないと思つております。

○平岡委員 ちょっと、私の答弁というのは気になるので、政府としての見解を出してください。

傭兵といったつていろいろあると思うんですよ。例えば、私もわかりませんが、個人的なグループに雇われているようなケースもあれば、フランスの傭兵というのは何か正規な軍隊みたいな扱いとして、フランスかどうかちょっと忘れましたけれども、そんなものも多分あるわけですね。そういうところに行つた人がそこで人を殺したら犯罪になるんだといったら、もう多分傭兵の仕組みというのは成り立たないんじゃないかという気がします。

いずれにしても、今やり合つても時間がないので、ちゃんと政府としての見解を示していただくこと、これは外務大臣、約束してください。

○麻生国務大臣 平岡さん、いつだったか、あれは「モロッコ」だったつたけね、あの外人部隊の、イラクの部分で随分テレビのニュースになって、そしてそのまま行方不明になったケースがあったのは、(平岡委員 前にフランスの傭兵だった日本人というのがありましたね)と呼ぶ結構ほかにもおられるという話だったので、ほう、時代は変わったなとあのとき思つた記憶があるんですけども。

今言われましたように、どういうケースがあるかというのは、いろいろ細目、全部もう少し詰めてみぬとわからぬところがあろうと思ひますので、きちんと答弁させます。

○平岡委員 大臣にお約束いただいたので、私の質問はこれで終わります。

○山口委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民主党の鷲尾英一郎でございます。大変失礼をいたしました。ちょっと水をこぼしてしまいましたが、質疑をそのまま続けさせていただきますと思ひます。外務委員会では質問するのは初めてでございます、幾分緊張しているのではないかとこのように私自身思う次第でございます。

す。それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

ICCは、個人の国際犯罪を裁く常設の国際裁判所ということでございますが、今回日本が加入するということは、私自身はよいことであるというふうな認識であるところでございます。

しかし、加入国が現在百四十カ国ということで、世界のうちの約半分でございますが、加入した場合の日本の財政負担というのはいかほどになるのかというところをお答えいただけたらと思ひます。

○麻生国務大臣 お答えします。

初年度は約三カ月弱になろうと思ひますので、入りました平成十九年度は、後半の部分の約七億二千万ぐらいになると存じます。それから、通年でいきますと約三十億ぐらいになるであろうと思つております。これは国連の分担金の比率や何やらで割つて振つてこられますので、正確にこれという額がきつと、何千何百何十万と決まっているわけではございませんので、今の段階として、約三カ月弱で約七億二千万ぐらいかな、初年度に関してはそう思つております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。

続いての質問ですけれども、日本は北朝鮮による拉致被害者が存在するという重大な問題があるわけですが、例えば辛光洙とか、こういう北の工作員の犯罪を裁くためにこのICCというのは有効に機能するのでございませうか。

○麻生国務大臣 鷲尾先生御存じのように、今言われたように、北朝鮮の辛光洙の場合は人の強制失踪というところに当たると存じます。したがって、私どもとしては、人の拉致事件というものの解決には資するものだと思つております。

ただし、ICCの管轄権というものを行使するに当たりましては、幾つかの条件がある中で、これができましたのが二〇〇二年七月一日ということになりますので、それ以前にさかのぼることは

できません。したがって、少なくとも二〇〇二年七月以降でなければならぬというのが一点。

二つ目は、いわゆる被疑者、この場合は鷲尾先生の言葉をかりれば北朝鮮ということになります。北朝鮮という国もしくはその被疑者の国籍がICCの締結国になつていなければならぬという条件がございします。その意味では、今、御存じのように北朝鮮はこの規程を締結しておりませんので、日本人の拉致事件という事件が直ちに今回のこのICCで裁かれることになるわけではないというように御理解いただければと存じます。

ただ、これがいろいろな形で一種の圧力になっていくことは確かだろつと思ひます。直ちにこれが行使できるというわけではございません。

○鷲尾委員 私の選挙区が新潟なので、引き続きちよつと拉致に関する質問をさせていただきます。北朝鮮をならず者国家とアメリカも言いますし、官房長官もそういうふうな言明されることも多うございしますが、このならず者国家というのはどういふ意味なのかというところを改めてお聞きしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは、ジョージ・ブッシュでしたか、あのならず者国家ということを最初に使つたんだと思ひますが、このならず者国家がアメリカの中においてどのような意味で定義がされているかというのは定かではございませぬ。また、官房長官というのは塩崎官房長官だと思ひますが、使われたということは聞いておりますけれども、それは多分アメリカの大統領のまねをそのまま言っただけであつて、その内容がきちんと定義できているというように私自身は理解をいたしております。

○鷲尾委員 下村先生、この点は、定義というのはどういふような格好になつているんでしょうか、ならず者国家の意味。

○下村内閣官房副長官 答えたいと思ひますが、今麻生外務大臣からお話ございましたように、定義というのはアメリカにおいても定まつて

いないと思いますし、そういう中で、日本政府の立場からお答えできるような内容ではないのではないかと考えております。

○驚尾委員 なるべく感覚的な言葉というのは使わないでいただきたいと思うのでございますが、私自身思いますのは、このならず者国家というのは、恐らく北朝鮮が日本に対してある程度の侵略的な意図を持っておるということではないかなというふうに感じておる次第でございます。政府の方でも、使うのであればぜひひとつ検討していただけたらと思います。

続きまして、拉致問題について、これが六カ国協議の議題に、積極的、主要な項目として上がらないのはなぜなのかというふうなことをお聞きしたいんです。

○麻生国務大臣 今、上がらないという言葉は言われまじけれども、これまでの六者会合においてこの拉致問題というものはほとんど全会議で取り上げられてきております。

そして、これは日本の努力ということもあったんだと思いますが、本年の二月に六者協議の共同声明によりますいゆる成果文書というものが出ておりますが、その文書の中においても、日朝関係の中においては、非核化とか米朝関係のほかに、六者会合の枠組みの中で、二者だけ、バイだけじゃなくて、六者協議の枠組みの中でこの拉致問題というのは明確に位置づけられております。そして、六者会合の枠組みの下で、日朝国交正常化のための作業部会というのが正式に設置をされております。

したがって、拉致問題というのは、この六者会合の中で正式に位置づけられているということがまず第一点であります。

これを受けてまして、去る三月の七日、八日、六者協議の中での第一回ということですが、第一回の日朝作業部会というのが開催されましたのは御存じのとおりです。その内容につきましましては、残念ながら成果を得られたわけではありませんが、ただ、我々としては、一年半前にやらせてい

ただいた日朝交渉の中において双方が出した言い分というのに関しましては、うちは全く同じことを言いましたので、変わらないということとは双方確認をされたということになっております。

そして、その後、六者会合の全体会議の中において、日本としては、六者会合の中の一作業部会でありましてこの部会の報告は、日朝の交渉過程はすべてみんなに報告をしておりますので、その席におきまして、アメリカとたしかロシアだと思えますけれども、少なくとも、日朝交渉というものを進展させるといことは朝鮮にとっても利益ではないかというふうな話をアメリカ側からは述べておりますし、六者会合の段階の中において、いろいろな国々から公式、非公式にその種の発言が明確に北朝鮮に伝わったということは一つの成果だったろうと思っております。

いずれにいたしましても、核の放棄と同時に、日本にとりましてはこの拉致問題というのは非常に大きな問題だと思えます。新潟と言われましたけれども、日本海側は総じて皆この話は敏感で、太平洋側とは大分意識が違うというのは行くたに私はよくそう思われるんですけれども、非常に敏感な感じが私にもあります。過日も新潟へ行つたときに同様な感じを、寄居中学でしたかな、行つたとき、あの松原のところなんか何となくどんよりして、ちょっと雰囲気暗いのですわな、つくづくそういう感じが私にもありましたので、感情論としてもなかなか納得しがたいところですが、これは御家族の場合は特にそうであらうというのはいしひしと伝わるところです。

○驚尾委員 ありがとうございます。

ただ、六カ国協議の参加者でも、当然拉致問題に対する温度差というのがあるかと思うんですが、この温度差を日本と同じ水準にまで上げていくという努力も大変これは必要になってくると思うんです。

この六カ国協議において、日本の拉致問題についての取り組みの姿勢といましようか、先ほど、アメリカとロシアから明確に北朝鮮に対して

もコメントがあったという大臣の御発言もありましたけれども、その他の参加者含めて、そしてまたそのコメントのあったアメリカ、ロシアも、別に北朝鮮に対する日本の感情を理解せいという話ではなくて、北朝鮮が侵略的な意図を持っているんじゃないかというところで核の問題含めて六カ国協議で議論されておるんじゃないから、そういう意味におきまして、侵略的な意図をくじくということ、やはり日本の外交努力によってより参加者の温度差を詰めて、できるならば日本と同じぐらいのレベルまで高めないとけないというふうな思ふのでございますが、これから拉致問題を解決するに当たってのそこら辺の大臣のお考え、何が重要だと思われませんか。

○麻生国務大臣 驚尾先生、今までの経緯を見てもおわかりのとおり、これは対話だけでは明らかに明かぬということになると思います。これはどう考えても圧力なしで対話だけで話が進まないというのは、これまでの交渉の過程を見ても明らかだと思っております。

それから、一九九三年のノドン、九十年のテポドン、そして二〇〇六年のテポドン2と、三回いゆるミサイルの実験を行っております。このミサイル、一発目のときはほとんど何も世界じゅう反応なし、二回目のところは、たしか私の記憶では議長声明だけで終わり、三回目のときも、今度とは共同何とかというのをやろうとしたんですが、昨年の七月、絶対これはだめということ、制裁を科すべしということで、安保理の中で日本が大いに頑張つて、結果として制裁という決議を決め、それは約十一日かかりましたけれども、今回の十月のいゆる核実験と称するものの中におきましては、六日間で結論を得るということになりました。

そういった意味では、北朝鮮の侵略的な意図というのに関しましては、国の意図というのとはなかなか判別しにくいところでもあります、少なくともその能力があることは、間違いなくノドンとかテポドンとかいうのレベルを上げてきておる、し

かもそれに核弾頭をつけるということまでやろうとしているという意図は、我々としては酌み取れるところでもあります。

日本としては、この種の話はイランの話よりよほどこちらの方が深刻ではないのか。地理的条件からいけば西ヨーロッパに近いものから、そちらの方に関心もあるし、国としても、人口の大きな国でもありますし、かつてのベルシャ帝国でもありますので、いろいろな意味で、アラブの国々に限らずヨーロッパの国々も脅威というものは大きいけれども、この北朝鮮の場合の話についても、これは我々にとつては極めて地理的に近いこともあるし深刻なんだという点は、昨年の六月のモスクワのG8外相サミットで日本だけが主張しました。アメリカがそれに同調、それ以後、結果的には他国もこれに同調して、一カ月後にテポドン、そして四カ月後には核実験ということになってきておりますので、そういったことは我々が常にウォーニング、警告を発しておりました部分が、予想したもしくは警告を出していたような形が状況証拠としてどんどん進んでおりますので、日本が言っているのはうそでも何でもない本当の話だということとは、現実問題として他国に理解をされるようになりつつある。それが国連の総会におけるアブダクション、拉致という言葉が正式に採用されるに至つていった大きな背景だとも思っております。

今後ともこの点につきましては、我々緩めるわけにはいきませんので、きちんとその都度、相手側に我々の意図を言い、そして圧力をかけ続けていく。同時に、圧力だけでやって、我々は何も会話の窓口を閉じたわけではありませんで、三月七日、八日、向こうは一方的に打ち切っておりますけれども、我々としては、当然六者協議の場等々で北朝鮮と交渉する、話をする用意があるということとはきちっと見せておると思っております。

○驚尾委員 大臣、その圧力として具体的にどういうことが考えられるかというところについて

も、一言コメントをいただけたらと思います。

○麻生国務大臣 鷺尾先生、国連の制裁が決まりましたその後、日本だけ独自の制裁として、新潟に關係するところでいけば万景峰初め、その他のこれまで日本の港に寄港してありました北朝鮮籍の船の寄港というのは現実にとまっておりますし、人の往来もとる等々、いろいろな形で圧力というのはそれなりの効果は確実に上がってきている。これはもうアメリカ側も同じ認識です。私自身としても、今回のBDAの話と万景峰の話はかなり大きなものになっている、そのように理解をいたしております。

○鷺尾委員 ちよつと話をかえまして、日本の周り、北朝鮮以外にも中国、ロシア、そしてアメリカもこれは核保有国でございまして、北朝鮮の核ミサイルという話になったときには急激に世論も危ないということで盛り上がったと思うんですけれども、大臣は、北朝鮮以外にも中国、ロシア、アメリカと、核保有国に囲まれているという現状についてどういうふうにお考えですか。

○麻生国務大臣 御指摘のあります、隣に、東太平洋隔ててアメリカ、日本海隔てて中国そしてロシア、今幾つかのそういった御指摘のありましたところなんですけれども、基本的には、これは北朝鮮とちよつと同列には扱えないところは、いわゆる核兵器不拡散条約、通称NPT条約締結国の核兵器保有国。

北朝鮮は持っているというふうに言っていますけれども、本当に持っているかどうかは他の国は認めていないというのが現状でもあります。そういった意味においては、北朝鮮の新たな核保有ということは、東アジアに限らず、少なくとも国際社会における平和と安定とかいろいろな意味で、核兵器の技術が拡散する可能性というものも非常に大きな脅威だと思っておりますので、そういったことに関しては、我々としては断じて容認できないということであろうと思います。

少なくとも、そういった意味で、アメリカ、中国、ロシア等々核兵器保有国にしましては、核

兵器の廃絶というものを主張しております日本としては、核軍縮の話の国連総会への提出等々いろいろやっておりますけれども、そういった具体的措置というものは今後とも引き続きいくことは必要だろうと思っております。

○鷺尾委員 北朝鮮の核実験の話があったときにライスさんが来られて、アメリカの核の傘は安全だという話をしておられたと思うんですけれども、それと同時に、非核三原則の話が改めて政府から発表されました。

例えば、極東米軍が横須賀とか佐世保とかに核を持ち込んでいる可能性というのがあると思うんですけれども、こちら辺は、しっかりと非核三原則にのっとってモニターはされているんでしょうか、持ち込まないところ。

○麻生国務大臣 これは日米安全保障条約上のやはり約束ということになると思いますが、核兵器が持ち込まれる、いわゆる持たず、つくらず、持ち込まないところの持ち込まれる場合においてはすべて事前協議の対象になるということになっておりますのはもう御存じのとおりで、これまでアメリカ側の方から今日まで、核の持ち込みについての事前協議が日本の政府に対してなされたことは過去に例はありません。したがって、一貫してこの点は確かでありまして、もし仮に言われた場合は日本政府としては拒否ということ、この立場も一貫しております。

アメリカ政府としても、この点に関しては、日本の状況、また国内情勢というのを十分に理解しているところでもありますので、これまで事前協議というものが行われておりませんので向こうから核を持ち込むというようなことはなかったというように、疑いを有しておらないという立場であります。

○鷺尾委員 大臣のお話ですと、言われたら拒否する、言われなければどうなっているかわからないという認識でよろしいですか。

○麻生国務大臣 両国の信頼関係に基づいてやっておりますので、向こうがその種の事前協議がな

い以上、少なくとも持ち込まれていることはないという立場であります。

○鷺尾委員 非核三原則ということで、政府としてはその原則をしつかりと発表しているわけですが、いまして、これに抵触する行為というのはやはり少なくないと思うんです。それすらモニターがなされていないようなんです、されていないとして、もし持ち込まれていたら何を意味するかといったら、非核三原則というのは実態としては二原則だなどということだと思ふので、その点はぜひともどういう実態になっているのかというところを調べてもらいたいと思うんです。これはどうですか、大臣。

○麻生国務大臣 これはずっと申し上げ続けているとおりのことだと思いますけれども、少なくとも核というものが国内に持ち込まれていなければ核の抑止力は作動しないのか、核の抑止力は効果がないのかといえ、そんなことはないのだから、今は技術も進歩しておりますし、そういった確率は昔に比べてさらに減っているというのが私どもの基本的な見解であります。

したがって、向こうが持ち込ませてもらいうような事前協議がなされていない以上、我々としては、核が持ち込まれて、非核三原則の三番目の原則に反するというような考え方をしております。

○鷺尾委員 アメリカの言うことをすべて信じるというの、ちよつと卑近な例ですけれども、昨年、BSEの問題が発生したとき、米国産牛肉の輸出基準が、日本の方で策定したにもかかわらず、それをアメリカの方で一方的に破ったという話もございました。アメリカのいうと、アメリカの業者の話ですけれども。

私は、同盟国だからといって、言われていないから全部信用するというような態度は対等ではないなと思うんですが、大臣、アメリカとの同盟関係をこれから対等にしようというふうにいるいろいろなところで多分お考えだと思ふんですけれども、

その考えと今の御発言は若干矛盾するのではないかと思います。

では大臣、私の言葉についてコメントをお願いします。

○麻生国務大臣 鷺尾先生、同盟関係というのは信頼がなかつたら成り立ちません。それは基本です。したがって、その信頼をしない上で同盟をしようなんて、最初から同盟なんかしない方がいいです、私は基本的にそう思いますので。同盟というのは物すごく大事だ、信頼関係というのは。だから、その信頼関係を今日まで裏切られたことがないということで、BSEと一緒に比較されましたけれども、BSEの話とこの話を一緒にされるのは……(鷺尾委員「いや、だから」と呼ぶ)まだ答弁中ですから、私の方に権限がありますので、済みません。その順番は、外務委員会以外でも皆同じルールですから。

BSEと同じにされましたけれども、BSEの場合は、これは日本のルールが、向こうが故意にやったとは思いませんが、間違つて入ってきたら、そのとおり発見されて、除外された、摘出されたということであろうと存じます。少なくとも今回の、BSEの話と非核三原則の話と一緒にするのは、ちよつと無理があるかなという感じはいたします。

○鷺尾委員 確かに一緒にするのは無理があったかもしれません。

しかし、同盟関係というのは、しっかりとその同盟関係が守られているかどうかということとモニターしない限りは、本当の意味での信頼関係というのは醸成されないのではないかなというふうに思います。ですから、同盟関係があるからそこには信頼があるんだ、信頼があるから同盟国の言うことは何でも信じるというのは、言葉は悪いですが、ちよつとこのうてんきな話であつて、同盟関係が結ばれていたとしても、やはりしっかりと相手の行為をモニターしながら、それは違うじゃないか、同盟国としておかしいんじゃないかという態度が、私は大臣のおっしゃる対等の立場

での同盟ということにより近いんじゃないかなと思います。いかがですか。

○麻生国務大臣 同盟関係があつても、きちんとして、常にいろいろな意見を交換し、率直な意見を言い合うということは、同盟関係というものをより確固たるものにする上でも極めて重要な要素、私も全く驚尾先生と同じ意見であります。

その点に関しては、まず信頼と申し上げているのであって、はなから信頼なしで同盟なんというのはやらない方がいいと申し上げているのであって、同盟関係を結んだ後もその同盟が、もしくはその条約がきちんと履行されていくためには、会社でいけば契約と同じですから、その契約がきちんと、買ってくれたけれども、手形はもらつた、その手形が落ちるかどうかわからぬという話で、ずっと信頼はできないというのじゃなくて、きちんと履行されるというような信頼関係をつくり上げておくというのはすごく大事なことであります。ですので、率直に意見を言い合うのは極めて大事だというのは、私も全くそう思います。

○驚尾委員 いや、その信頼関係のために、日本がせっかく核廃絶ということをやられておる中で非核三原則をうたつていながらもかわらず、アメリカが同盟国に対してこつそりと持ち込んでいる可能性もこれまた否定できないわけですから、これはしっかりとモニターして、実際に信頼に足る関係かどうかというところを、信頼しているのであればちゃんとその信頼の上で、アメリカさん、持ち込んでいないですわねということだつて言えると思いますけれども、大臣、どう思いますか。

○麻生国務大臣 これはこれまでいろいろな機会に、遠くは岸会談でしたか、あの辺からスタートしたんだと思いますけれども、これまでもそういった話が行われてきたというのが経緯でありまして、それ以後もいろいろな形で、向こうがないと言つてもあるかもしれぬということで、例えば原子力空母が来たときにはそれをチェックする等々いろいろ行われておりましたけれども、その種の兆候はなかったというのが、第三者的に調べ

た上でも結論は出ているんだと理解しております。

○驚尾委員 済みません、それではちょっと質問をかえまして、日本はNPT体制に入っているわけですから、このNPTに入っていることのメリットとデメリットというのを教えていただけたらと思います。

○麻生国務大臣 NPTに入っておりますのは、これはもう御存じのように、ノンブローリアレーション・トリイティー、通称NPT、核不拡散条約というものに入つて、いわゆる核をつくるというその技術が拡散するほどの場合、これは国じやなくていわゆるテロリストに拡散する等々が最も恐れるところでもあると思います。そういった意味では、こういった核兵器国というものが、そういうこととは、これは我々にとりましては、軍縮という面と同時に不拡散の面から考えても、国際社会における安全保障上、不拡散ということのあれの方がむしろ大きいぐらい、これが変な形でテロリスト等々の手に渡るのを最も恐れているところでもありますので、私どもとしてはその点が第一点。

それから、NPTに締結をいたしております、そういった立場にありますので、日本としては原子力の平和利用という形で、原子力発電所等々を初め、私どもとしては原子力の平和利用というものの利益を享受しているというのが大きな点だと存じます。

○驚尾委員 原子力の平和利用と代替でNPT体制に入っているのではないかなというふうに思いました。そのNPT体制に入るといふことも含めて、一度ゼロベースで考えるということも含めて、国際間の中において日本が外交力をどういう、例えば外交のカード、今は拉致問題に対しては経済制裁、圧力としてどういうものがありますかと大臣にお聞きしたら、大臣の方では、国連の制裁決議もやっている、日本独自で経済制裁をやっているというお話がありました。

それ以外に日本がどういうことで、例えば拉致問題解決のために圧力をかけられるかということところで、私も明言はしませんが、いろいろな意味で、今までの国際上の、NPTもそうですが、ゼロベースで一度考えて、拉致問題解決のためにはどうするかということをごぜひとも一度御検討願えたらなというふうに思います。

質疑時間が終了いたしましたので、最後のコメントとさせていただきますが、横田代表が御退任されて、もう御年七十四歳ということ、最後ちよつと感情論になつちやいますけれども、何とか生きていくうちにめぐみさんと会わせてあげたいというのが国民感情だと思ひますので、何とぞ、拉致の問題についてはタブー抜きにして、いろいろなことで解決の方法を探つていただきたいというふうに思います。

これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、山口壯君。

○山口(壯)委員 民主党の山口壯です。

私が民主党最後の質問者になります。きょうの質疑を踏まえて、この規程あるいは法案に賛成するかどうかというのを決めさせていただきます。ただくわけですけれども、とりあえず、今、同僚の驚尾議員から核不拡散の話がありました。

大臣は、今度インドに行かれます。インドに行かれて、例えばインドが核実験をしたときに、日本は経済制裁に参加しましたですね。割と早く解除してしまつた。やはりああいうときに日本がきちつとメッセージを出さなければいけない。そして、アメリカは、去年の三月に米印の協力をして、世界からそれはダブルスタンダードとはつきり見られている。インドの存在とイランの存在をはかりながらインドをよしとした。そういう意味では大臣、今度インドに行かれたときは、ぜひ日本の核不拡散に対してのメッセージをきちつと発することが非常に大事だと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○麻生国務大臣 一九九八年にインドの核実験と

いうのが行われて、続いてパキスタン、あのときの国際情勢は今言つても始まりませんけれども、あれ以来、日本としては、インドはNPTに加盟すべきだという点は、ずっと一貫してこれまでも言い続けてきました。過日マンモハン・シンというインドの首相、それから、先週でしたか、新しく外務大臣になりましたムカジーというインドの外務大臣が来ておりますけれども、いずれの場合におきまして、今のNPT等々インドの核の話につきましては、過去三回その種の機会がありましたけれども、いずれの場合もその種の話は日本側としては正式に伝えておるところでもあります。

今後改めて言うまでもなく、これまで言つてきたということをお願いいたします。

○山口(壯)委員 きょうは、現実には、私は大臣に事前の質問通告をほとんどしてないわけですね。私は、大臣とはいふまでも、そんなに細かいことを議論した覚えはありません。大臣として哲学を述べていただければいいし、これはいづれ、大臣、事前通告なしの討論というのは党首討論でも必要になることですから、ぜひぜひそのつもりで、きょう私は、練習台にさせていただければと。(発言する者あり)ああ、そうですか。きょうは、何かすごくエールの交換が。

アメリカにどうつき合うかということに先ほどのインドの問題もかわるわけですね。この国際刑事裁判所というものの、これにアメリカが、やはり戦争犯罪とかいうふうに言われると非常に困るなということ、あえて二国間で、自分の国の兵士が訴えられることがないやうにということ物をよく根回しして、また協定も結んでいる。

そういう意味では、この国際刑事裁判所というのは、日本が貢献できる、あるいはすべき非常に大事な分野ですから。特に、今回は国だけではない個人がその対象となり得るということで、今まで我々が国際法で習つたそういう範疇をもう確実に超えるわけですね。ということは、日本としては、もつともっとインシアチブをとつて、私は、

アメリカに、アメリカさん、もう少し前向きになつたらどうかということをもつと言ふべきだと思います。

大臣が外務大臣をされている在任期間中に、アメリカにそういう趣旨のことを言われたことは、どうでしょう、まだないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 確かに、山口先生がおっしゃる通りに、我々が習った国際法や何やらの範疇を超えていますものね、この話は。そういった意味では、新たな事態になりつつあるということは、私もそのように理解しております。

したがって、これは、施行されて実際に動き始めますと、それがどのような形になつていくのか、現実問題として、そこそこのいろいろな問題がアメリカに限らずありますので、これでうまくそういった問題が解決される具体例が幾つか出てきますと、これは非常に大きな説得力を持つんだらうと私も思います。

その意味では、アメリカ、中国、ロシア等々がいろいろ懸念している部分というのは、大国としてわからぬわけじゃありませんけれども、日本としては、これは基本的には、うまく動くか動かないか、これから大いに、締結国の共同作業とか、いろいろな表現があるんじゃないけれども、そういった出ている人の、先ほどどなたか言われました、だれが議長をするとかいったようなことも含めて、いろいろ関係するでしょうけれども、私どもとしては、これは非常に大きな意味を持つと思っております。

アメリカという国に関しても、ほら見ろ、こんなにうまくいくじゃないかという具体的例を示すのが最もアメリカに対する説得力になるんじゃないのかなと思つて、アメリカ自身も、ICCが弱体化されるということはだめですよ、少なくとも今スタートするんだからということで、アメリカもICCを弱体化させる意思はないということだけははっきり明言するところまでは来ておりますけれども、現実問題として、動かし始めた後、ど

んな具体例が、ちょうどいい具体例が出てくるのを我々としては最も期待をしている、それこそが説得力を持ち得るんだと思っております。

○山口(壯)委員 今大臣が言われたのは、心配するなよ、おたくの兵士が訴えられることは、ほら、ないだろう、こういうことを言われんとしていられるように私には聞こえます。そういうことをもう少し一歩踏み込んで、今の、新しい国際刑事裁判所に、一番の大国なんですから、その大国が入らないから、日本が一番の分担金を負担するような格好にもなっているわけですね。

だから、これから外務大臣として、あるいはさらにまた違う立場として、アメリカをぐつと引張つていく、その辺の決意をぜひお聞かせください。

○麻生国務大臣 山口先生、僕は、山口先生ほど、それほどアメリカという国がすべて性善説に基づいた人たちばかりだと思つたこともありませんので、僕は、アメリカはそんなことはないよな人というのを言う自信はないんです。あの人次、だつて、我々の人口の三倍ぐらいいるわけですから、確率としては日本の三倍ぐらい起きる可能性はあると思つておかなければいかぬと思つています。

いずれにしても、私どもとしては、日本がこれに正式に認めていただけて入つた以上は、これはアメリカに対しても、もちろんロシア、中国に対しても、特にアメリカに対しては、これは入った方がいいぞという話は積極的に働きかけていきたいと思つております。

○山口(壯)委員 先ほど外務大臣の答弁の中に、ICCを弱体化させるつもりはないとアメリカが言っている、そこまで持つてきた、これはいいことです。他方、その言葉と裏腹に、二国間協定を一生懸命結んでいるわけですから、そういう意味では、そういうアメリカに対してきちつと日本がイニシアチブをとって引張つていく、この決意は今お聞きしたんですが、ぜひお願いします。そして、きょうの日経新聞をばらばら見ていま

したら、従軍慰安婦の話が出ていますね。これは私は、意図的に今まで全然取り上げていません。というのは、安倍さんが、広い意味の強制とか狭い意味の強制とか言つていましたけれども、あれは正直言つて稚拙です。政治家としては、河野談話を継承する、ピリオド、これでいいんです。あとは歴史家に任せ、こうあるべきだったんです。それを広いだの狭いだの言つてしまつたから、物すごいかみつき方をされている。それを踏まえて私はあえてここではこれまで全然議論していません。そこら辺をまず酌み取つていただきたいと思ふんです。

しかし、アメリカは相当深く心配していますね。この批判の中に、河野談話、「官憲等が直接これに加担したこともあつたことが明らかになつた。」この調査したサンプルというのは限られていては、そういう意味では、この調査がすべてではない。しかし、この調査した限りにおいては、「官憲等が直接これに加担したこともあつたことが明らかになつた。」

我々、新しいページをめくらなきゃいけないんです。だから、こういう古いページはもうピリオド、びたつと、こうするのが本当は政治家の役目だと思ふんです。古いのをめくつて、ああでもなかつたころでもなかつたというのは、これはむしろ歴史家に任せておいた方がいい。

ただ、ここで、「官憲等が」と言っているんです。だから、これは軍と違うじゃないか、こういうことを言いたい人が何人かいるんですよ。先ほどもおられたから、私も、そう、きょうは彼も呼んでおくんだつたという気もしたけれども。

しかし、これは余り議論しない方がいいんです。だから、我々もあえて意図的に議論していません。だから、ぜひ、外交をつかさどる麻生大臣としては、余計なことを言うなということを官邸にもしつかり指導されて、この問題については早く新しいページをめくる。河野談話でいいです。これであればアメリカも、アメリカもというのは、別に国だけではなくて、ほかのところもみんな

なこれでオーケーになるはずですから、ぜひこの問題については、古いページは早く閉じて、新しいページをめくれるように、外務大臣として、国内の指導的な役割についてもぜひお願いしたいと私は思います。

○麻生国務大臣 山口先生、昔と違ひまして、今、これをやると大体一時間後にはもう通訳、訳文されたものをみんな読むという時代になりました。ここで、この二週間ぐらいの間、麻生太郎と塩崎官房長官、安倍総理との間でどのような形でその対応をしてきたかというのをちよつと言いますと、途端にまた話がいろいろ忙しいことになりましたので、私どもとしては、どうしても知りたいたいんだつたら、こういう場所以外できちんとお答えいたしますけれども、ちよつとここで言いますと、多分これをそのまま見て、日本はちゃんと民主党と組んで裏でこんなことしておるなんて言われたんじゃ、お互いおもしろくないことになりましたので、きちんと対応させていただいております。

○山口(壯)委員 大臣、ということは、政治家としては新しいページをめくるということに重点を置いていこうという決意としてとつてよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣 新しいページをめくつていく、この間の日中、日韓の首脳会議においても同様な意識を持たれておるようだと思いますけれども、私も全く、これからの時代、建設的な話に切りかえていこうという山口先生の御趣旨に賛成であります。

○山口(壯)委員 アメリカが心配しているというのは、人権の問題なんですね。この人権の問題については、我々アジアの中でいろいろな観点があり得るわけですね。

私は、ちょうど天安門事件の直後に中国に赴任になつて、おじいさんのおられた中国だと思つて行つたわけです。中国は当時、天安門事件についてアメリカがとかく言うのは内政干渉だと、アメリカは一生懸命人権の問題だと、そこにもう完

全なすれ違ひがあるわけです。私の仕事は、まず援助をとめて、その後再開するという二つの仕事を一遍に言われて行つたんですけれども、この人権の問題については、アメリカが日本に対して誤解がないように。

中国との間では結構大変だったんです。その前、鄧小平がチャイナカードだと言っていたのが、やはりちよつと違ふのかなということになった。今になったら、今度はまた中国とアメリカがすごく、違ふ意味での強いきずなを持っていますけれども、大分時間がかかりましたね。一九八九年から十年以上かかっている。

そういう意味では、日本が、こういうつまらないとか稚拙な、これは申しわけないけれども安倍総理の稚拙な対応だったんです。だから、そういうことで日米関係が傷つくことがないように、外務大臣としてきちつとその辺の対応をさせていただきたいというのが私の願いです。

今の国際刑事裁判所の話に戻りますけれども、法の執行の担保ということで、我々が、アメリカさんが心配するようなことは全くないんだという前提のもとに、これから国際刑事裁判所がしっかりしたものになるようにするためには、日本として裁判官を送るということも非常に大事なことでと思います。

今、具体的に名前を挙げていただく必要はありませんけれども、麻生大臣としてあるいは外交当局として、きちつと日本人裁判官を送っていただくことが非常に大事だと思いますので、この点についての答弁をお願いします。

○麻生国務大臣 御存じのように、これは補欠選挙というのが……(山口(壯)委員「十月」と呼ぶええ、行われますので、今、補欠選挙というのを今後考えていかなければいかぬところなんだと思うのですが、入っていきなりというののもどうかと思ひますけれども、いろいろな意味で、人選を含めまして、これはやっていかなければいかぬところだと思ひます。

山口先生、これは結構人は、我々としても、法

務省やら何やらいろいろかりて、今、例えばカンボジアのクメールルージュの裁判というのは、日本では全然載りませんけれども、あれは裁判官は日本人ですから、野口というんですけれども。こういうのがいろいろ、新聞なりマスコミには載ってきませんけれども、そこそこところで、そういった国際機関というところに勤めるとか奉職するとかいうような人が、今、少しづつではありますけれどもも育ちつつあるのかなと思ひて、我々としては楽しみにしております。

このICCに關しても、今回は一名の補欠選挙ですけれども、二〇〇九年には六名の裁判官のポストがあくということになろうと思ひますので、そういった時期までにはきちつと対応ができるように、我々としても対応してまいりたいと思ひます。

○山口(壯)委員 裁判官の数については地域割もあつて、今、韓国から一人裁判官が出ておられる。これはどうしても日本として、国際社会の中で日本が果たすべき大きな分野ですから、そこに裁判官を送っておくというのは本場に必須の事項だと思ひますので、ぜひ麻生大臣、この点についてもお願いいたします。

この国際刑事裁判所については、平岡議員の方から先ほどお願いした統一的なお答えを、麻生大臣がお答えになられたことをぜひ正式に委員会の方に提出していただきたいと思ひます。それをいただくことを条件に、民主党としても賛成させていただきます。

ぜひこれから我々としても、この国際刑事裁判所について、費用の問題もかかるでしょう、いろいろな問題について与野党を超えて協力していきたいと思ひます。麻生大臣のこの分野についてのますますのリーダーシップを期待して、私の質問を終わります。

○山口委員 次、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

ICCローマ規程は、国際社会において武力紛

争が絶えず、戦争犯罪や人道上看過できない被害が引き起こされてきた、こういう状況のもとで、重大犯罪を処罰し、その根絶を目指すものであつて、大変重要な制度だというふうに思ひます。

日本は憲法にある国際平和の実現を目指す立場からも、ICCに加入し、積極的に役割を果たすべきだと考えております。

以下、幾つかお尋ねをいたします。

まず、外務大臣の基本的姿勢をお聞きします。日本は、この規程を採択した九八年のローマ会議の最終合意文書に署名をしたわけですが、そのときにこう言っていたわけですね。国際社会の長年の悲願であつたICC設立を全面的に支持すると。それから、そのローマ会議の中で、日本代表はこう言っております。ICCは国際機関として形成すべきである、それには関係国すべての協力がなければならぬ、普遍的な参加を基礎として設立されるべきである、裁判所が効果的に機能するは国際的な協力と各国の司法協力にかかっている、こう述べていたわけですね。

これは大変前向きな姿勢だと思ひますね。日本のこの立場というのは現在も変わらないのか、この点確認したい。外務大臣。

「委員長退席、やまぎわ委員長代理着席」

○麻生国務大臣 基本的に変わっておりません。

○佐々木(憲)委員 ところが、本年閣議決定によつて加入を決めるまで、実に九年近くもかかっているわけですね。先ほど少し議論がありました。その間に署名開放期間が過ぎ、規程は五年前に発効してしまつていくわけですね。

今になってようやく加入するというわけですねけれども、この初期の立場からすれば、署名開放期間のときに、そのときから積極的に推進、批准に努力をして規程の発効を進める、こういう立場に立つべきではなかったのか。日本は、各国による協力の必要性を強調しておきながら、なぜ率先して批准せず、規程が発効しICCが機能し始めるまで加入しなかったのか。これは先ほど確認した当初の立場からいっても反するのではないかと思

います、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、先ほど平岡先生だかの御質問にも一部答弁をさせていただきましたので、重複しているところもあろうかと思ひますが、ローマ規程の締結に当たりましては、御存じのように、対象の犯罪になります対象犯罪というものの内容が、いろいろ国内法との関係で未整理ということになるということで、いわゆる人道に対する犯罪等々が、集団殺害犯罪とか未遂とかいろいろありましたので、そういったところが、新たな国内法の整備等々やらなければならぬというので、ICCの運営を害する罪なんというのは、これは処罰などを決める新たな国内法が必要だろうというのが一点。

それから、御存じのように、各国の実行状況というのがございます。

それから、もう一つは、やはり分担金の話でありまして、今、我々としては、ここに年間で約三十億ぐらいになるであろうと思ひます支出が新たに発生することになります。初年度だけで割りますと、約七億二千万ぐらいの新たな分担金が急遽発生することになりますので、そういった意味では、財政再建の折から、この種の、新たに三十億というのは大きいというのが正直な実感でもあつたと存じております。

また、少なくともこういつたのをいろいろやらせていただいて、ことしある程度税収が伸びたこととありますのでしようけれども、いろいろな他国の中にあつて、先ほど山口先生の御質問にもありましたように、このICCというのは非常に大きな話で、これまでの我々が習つた国際法とはもう全然あれが違つた概念に立つておりますので、こういったものが出てくる時代というのに対応していくためには、我々としては、少なくとも積極的にやる値打ちがあるのではないかとということが大きな背景になつて、スタートのときはそういった意識だったんですけれども、国内法等の整備と支出の問題、二つあつたのがやはり大きかつたかなというのが率直な実感です。

○佐々木(憲)委員 今二つの理由を挙げられましてけれども、そういうことに八年も九年もかかるというのは信じがたいわけであります。その理由はもともと別にあるんじゃないか。

例えばアメリカとの関係、そういうふうな思わざるを得ないわけですが、例えば、このICC規程に関して、アメリカの対応というのが非常に問題になっております。クリントン前大統領は規程に署名をしました。しかし、規程には著しい欠陥があるということで、全く批准しようとしなかったんですね。理由は、ICCができれば自国の兵士が戦争犯罪で訴追されかねないということを言っている。ブッシュ大統領もICCに反対なんですね。署名の撤回を表明しているわけです。

これは私は理解しがたい豹変ぶりだと思わうですね。米兵が裁かれるのは都合が悪いから撤回せよ、これは余りに不誠実だと思わうですね。

これまでの多国間協定において、これは外務省に聞きますが、署名が撤回された前例はあるのかどうか、あるいはアメリカの署名撤回は国連によって受理されたのかどうか。この点お聞きしたいと思わう。

○松島大臣政務官 お答えいたします。

御指摘の、署名の撤回という表現をされましたが、その表現が適切かどうかは別として、一般論として、ある条約の署名国が、署名した条約を締結しなければならぬ法的義務を負うというわけではございません。署名した条約の当事国とはならない意図を署名後に明らかにすることは、ウィーン条約第十八条の規定によっても認められていることであります。

そのような事例として、例えば次のようなものがございます。

一つに、このICCローマ規程につきましては、二〇〇二年、署名国である、今おっしゃいましたアメリカ合衆国及びイスラエルが、ICCローマ規程の当事国となる意図はないこと、したがって署名から生ずる法的義務を負わないこと等について、国連事務総長あてに通知しております。

また、アメリカ合衆国は、このほかにも、一九七七年に作成されましたジュネーブ第一追加議定書の署名国であります。八七年に同追加議定書を締結しない方針を決定し、その旨を寄託国でありますスイス政府に通知したというように説明しております。

こういった事実がございます。

○佐々木(憲)委員 今回の米国の署名撤回は国連によって受理されたのかという点は。

○松島大臣政務官 米国の署名撤回は、米国の国連事務総長に通知いたしまして、国連事務総長が国連のホームページにおいて公表しているリストにおきましては、ICC規程の署名国リストに米国の名前が記されていますが、その脚注におきまして、米国の通知、つまり、一たん署名したけれども法的義務を負わないというアメリカ合衆国の通知、これについてもホームページに明記されております。

○佐々木(憲)委員 今までの事例というのは極めてまれな事例でありまして、アメリカが現実にとつて行動というものは、非常に私に問題が大きいと思わう。

二〇〇二年にローマ規程が発効の段階を迎える、先ほどもちよつと議論がありました。二国間協定を結んで、米兵の引き渡しをさせないという仕組みをどんどん広げてきているわけですね。

ある意味では規程の骨抜きであります。

例えば、アメリカは、このICC設立条約を批准したケニアなどアフリカ諸国に対して援助を凍結するという措置をとる、アメリカの言うことを聞く国には援助をふやす、こういう形で、援助をてこに自国の論理を通そうというわけで、これは余りにも横暴だということで、国際的にも批判が強まっているわけです。

それで、外務省にお聞きしますが、米兵の犯罪に免責を与えるこのような協定は、アメリカは二国間協定として何本結んでいるんでしょうか。

○松島大臣政務官 アメリカ合衆国によりまして、約百カ国と二国間合意を締結しています。

しかしながら、このICCローマ規程の加盟国はこの百のうちの四十でございます。そしてまた、主要な加盟国、EUの諸国すべて及びカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国などもこのような二国間合意は締結しておりませんし、我が国としても締結することは考えておりません。

○佐々木(憲)委員 昨年八月の米議会調査局の資料では、百本だということですね。

しかし、これは、アメリカの方針としては、加盟国、加盟国外にかかわらずどんどんやっていくんだ、こういう方針だというわけですね。

そうなりますと、一方でこのICC加盟国が広がって網の目が細くなっていく。同時に、アメリカ自身が網の目をどんどん広げている。骨抜きが進んでいるということでもない話であります。

これは外務大臣にお聞きしますが、まさに今日本が加入しようとしているこのICCの訴追逃れの仕組みをアメリカ自身が広げる、この動きは真つ当なものではないと私は思わうんですが、大臣どうお考えですか。

○麻生国務大臣 基本的には、我々としては、このICCという新たなものがきちんと施行という動作するように、入った以上はやらなければいかぬというのは当然のことです。

また、その他の中において、それぞれの国によつていろいろな動きがあるというのはある程度やむを得ないところだとは思っています。先ほど山口先生にもお答えいたしましたように、基本的にこういったものがきちんと作動するようにするために、アメリカもこれに入った方がアメリカの国益にも沿うのではないかと一点が一番大事なことなんだと思っております。国益に沿わないことはやりませんから、みんな。だから、そういう意味では、入った方が国益に沿うんだという実態をきちんと証明していくということの方が大きな効果があると存じます。

(やまぎわ委員長代理退席、委員長着席)

○佐々木(憲)委員 骨抜きの動きが強まっているわけでありまして、それに対しても何か物を言わなきゃいけないと思わう。抽象的なことではなくて。

日本の役割というのは、そういう意味でも非常に大きいと思わうんですが、例えば、アジアの点について聞きますと、外務省の説明によるとアジアの署名国というのはまだ少ないということでございますが、大洋州を除いてアジアに限定いたしますと、署名をしている国はどのくらいありますか。

○松島大臣政務官 アジアの中で署名している国は、カンボジア、モンゴル、韓国そしてタジキスタン、東ティモールでございます。

○佐々木(憲)委員 アジア全体としては、比較の出回っているわけでありまして。

外務省は、アジアの重要な一員である我が国による締結はICCをより普遍的なものにするために重要である、こういう説明をされています。この立場に立つなら、やはり日本はもっと早く批准すべきだったし、規程をアジアに広げる努力をすべきだったと思わうんですが、お調べせながら加入するわけですが、アジア諸国の中で、積極的にこのICCの加盟を促進する、そういう外交的な姿勢を見せている国はありますか。

○松島大臣政務官 自国について、今入っているけれども、熱心にやろうとして、これから取り組もうとしているのはインドネシアでございますけれども、対外的に向けて責任を持って加入を進めているというものはまだ余り承知しておりません。日本が入ってから、日本がとにかくリーダーシップをとって頑張っていきたいと思わう。

○佐々木(憲)委員 そういう意味で、日本が、お調べしながらこれに加入をして、積極的な推進の立場に立つていくということは大変重要だと思うので、最後に、外務大臣のアジア外交における面での決意をお聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 今アジア大洋州入れて六十カ国ぐらいだと思わうんですが、ちよつと大洋州の方は正

確にあれがないんですけれども、アジア大洋州で六十カ国中十二カ国が加盟しておると思っております。ほかの地域に比べて、ヨーロッパなんかは、現狀確かだと思ひます。

○佐々木憲委員 以上で終わります。
○山口委員長 次に、照屋寛徳君。
○照屋委員 社民党の照屋寛徳君。
国際刑事裁判所の設置は、国際社会において類する地域紛争、民族紛争に対処するとともに、人道に対する犯罪、戦争犯罪、集団殺害犯罪、侵略犯罪に対して法の支配を徹底しようというものであり、社民党は賛成の立場であります。

ところで、アメリカはICC加入を拒否するなどの強硬な態度を示しているようです。それにとどまらず、百カ国以上の国々と二国間協定を締結し、海外展開している米軍兵士などがICCに提訴されることがないようにとの手段を講じております。法の支配、法と正義、民主主義の価値観に照らし、かかるアメリカのこそくな態度は到底理解できません。

麻生外務大臣は、ICC加入を目指す立場から、ICCを拒否するアメリカの態度をどのように思っておられるのか。特に、法と正義、自由と民主主義の価値観を共有する我が国の外務大臣の所信をお伺いします。

○麻生国務大臣 先ほど類似の御質問がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、基本的には、アメリカの場合は、海外で活動しております米軍軍人が今回のICCで訴追されることを懸念ということが未締結の一番大きな理

由だと承知をいたしております。

他方、アメリカとしては、この締結国となります各国の決定を尊重するが、条約を締結しないというアメリカの立場も尊重されるべきということ、ICCを弱体化させる意図はないということ、を数次にわたって表明いたしております。

二国間合意につきましては、外務省といたしましても米側と数次にわたって意見交換を行っております。その中において、いわゆる理論的な可能性、現実問題はともかく、理論的な可能性とはいえない米国の同意なく米国民がICCに引き渡されることを懸念というのは、先ほど御質問があつておりましたのと似たような趣旨だろうと思ひますが、この中において、すべての米国民について米国の同意なくICCに引き渡さない旨の二国間合意の締結というものを各国に提案しておるといふのが先ほど山口先生からも同じような御指摘をいただいた点だと思ひますが、日本は、五年前、二〇〇二年以降だと思ひますが、以来、二国間合意について米側と数次にわたって意見交換を行つてゐるというのは事実であります。

しかし、最も重大な犯罪を犯したというような者の訴追を確保するということは、ICCの趣旨にかんがみて、これはどう考えたつて締結に当たつては二国間合意というようないふことでそこに穴をあけることには我々は賛成できないということにはつきり表明をいたしております。

なお、先生、ICCの締結国の中でありますイギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどを初めとする、一カ国を除いたか、ほとんど全部のEU諸国、それから、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国は、米側との間で二国間合意の締結というものはしてないかと承知しておりますので、私どもとしては、今先ほど申し上げたように、態度としてはこの態度を一貫してまいりたいと思つております。

○照屋委員 我が国には、憲法を頂点とする憲法体系と日米安保条約を頂点とする安保法体系が併存しております。現実には、安保法体系が優先

され、憲法体系は侵食されているというのが実態です。

ところで、日米安保条約に基づく日米地位協定や刑事特別法、民事特別法の効力と、ICCローマ規程の効力は、どちらが優先されるのか、外務省に尋ねます。

○松島大臣政務官 ICCローマ規程には九十八条二という項目がございます。これは、「裁判所は、被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とする」という国際約束でございます。つまり、この派遣国といふのは、この場合、アメリカ合衆国ということになりまして、その国民を引き渡す際には、その国の、大もとのアメリカの同意を必要とする国際約束がございますので、それに基づき義務に違反する行動を求めることとなり得る引き渡しの請求を行うことはできません。

というわけで、ICCローマ規程よりも日米地位協定あるいは日米犯罪人引き渡し条約の方が優先的になります。

○照屋委員 日米地位協定及び刑事特別法によつて、在日米軍はさまざまな特権・免除を与えられております。在日米軍の軍人には、主権国家としての我が国の警察権、裁判権が基本的に及ばないのであります。しかも、このような不平等、不公平な日米地位協定について、政府は、抜本的な改正ではなく、見直して事を済まそうとする姿勢を一貫しております。

アメリカがICC加入を拒否している中で、ICCが管轄権を有するいわゆるICC犯罪が日米安保に基づいて我が国が提供した基地内で発生した場合、並びに在日米軍基地から出兵した兵士らによつてICCローマ規程締結国以外の国で犯罪が惹起された場合、ICCにおいて裁くことは可能でしょうか。

○松島大臣政務官 ICC規程の解釈上も、おっしゃいましたように我が国に駐留する米軍人にかかわる刑事裁判権の問題については、我が国はまず日米地位協定に従つて対処していくことになり

ます。これが先です。

なお、ICC規程の締結国でありますNATO諸国や韓国に駐留する米軍人にかかわる刑事裁判権の問題につきましても、NATO地位協定や米韓地位協定に従つた対処となると理解していただきます。

つまり、日本だけじゃなくて、NATOや韓国も米軍との協定というものを優先する、ICC規程というのはそういう性格のものでございます。○照屋委員 どうも質問に対するきちんとした答弁になってゐるとはと思へませんね。

ところで、私は、このICCローマ規程との関連で、法務省に一点お伺いをします。
私は、昨年七月、横須賀刑務所を視察しました。横須賀刑務所は、日本の裁判所で実刑判決を受けた在日米軍兵士を収容する唯一の刑務所です。問題は、横須賀刑務所で服役する日本人受刑者と米軍人軍属らの受刑者の処遇に著しく差があることである。

米兵の受刑者らは、ステーキ、フルーツ、コーヒ、牛乳、ケキなど、補充食料として一人当たり年間一トンの差し入れ、支給が行われておるんです。私は、お願いして検査してみました。刑務所では検査というんです、試食じゃない。これは、比べて両方食べましたが、物すごい差ですよ。そのほか、入浴や暖房設備の扱いも歴然たる差があり、行刑の目的である教化改善による社会復帰ではなく、まるで米兵受刑者は軍隊復帰を目的とするかのような扱いです。だって、シャワー、毎日入るんです。シャンプーやリンスも差し入れなんです。

法務省は、補充食料や冷暖房あるいは入浴、この差別についてどのような改善策を講じようとするのか、そのままでいいのか。行刑の目的に照らして、私はおかしいと思ひます。いかがでしょうか、法務省の見解を伺います。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。
横須賀刑務所における米軍関係受刑者と日本人受刑者との処遇格差についてのお尋ねですが、ま

ず、入浴につきましては、米軍関係受刑者は土曜
日や休日を含めて毎日シャワーを使用させている
ところでありますが、日本人受刑者につきましては
も、夏季は週に三回、夏季以外は週に二回入浴さ
せるほか、入浴させない平日にも、必要に応じて
シャワーを使用させているところであります。

次に、暖房につきましては、米軍関係受刑者及
び日本人受刑者のいずれにつきましても、おおむ
ね十二月ごろから翌年四月ごろまでの期間、一定
の気温以下となった場合に、居室内のスチームま
たは廊下のストーブを使用することとしておりま
す。なお、昨年十二月から、暖房設備のある居室
に収容されている日本人受刑者につきましても、
米軍関係受刑者と同様の場合に、朝夕各三十分間
居室の暖房設備を使用することとしています。

三つ目の、米軍当局からの補充食料提供の件に
つきましては、現在、その改善に向け、米軍側と
協議を継続しているところであります。

○山口委員長 照屋寛徳君、時間が経過してあり
ますので、簡潔にお願いします。

○照屋委員 行刑目的として、差をつける合理的
な理由がないんです。皆さんは暖房設備をやった
と言うんだが、日本人受刑者は廊下に暖房設備が
あるだけでしょ。寒いからといって自由に房の中
から廊下へ出て当たることはできぬでしょう。法
務省、ちゃんとしてくださいよ。何か答えてくだ
さい。

○山口委員長 吉田大臣官房審議官、簡潔明瞭
に。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

格差是正ということにつきましては私どもも当
然考えておりまして、今後とも改善に向けて努力
をしてまいりたいと思います。

○照屋委員 格差でこまかれましたが、刑務所
の中で格差があるというのは驚きました。

○山口委員長 これにて両案件に対する質疑は終
局いたしました。

○山口委員長 これより両案件を一括して討論に
入ります。

討論の申し出がありますので、これを許しま
す。長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。
私は、民主党・無所属クラブを代表し、国際刑
事裁判所に関するローマ規程及び同協力法案につ
きまして、賛成の立場から討論いたします。

民主党は、マニフェストにおきまして、ICC
への早期加盟を掲げ、この問題に真摯に取り組ん
でまいりました。したがって、私どもとして
は、今回の加盟は遅きに失したと申し上げざるを
得ません。そこで、以下、今後の課題も含め、気
がかりな点を幾つか指摘させていただきます、賛成討
論としたいと存じます。

まず、ICCへの最大の資金拠出国となる我が
国の発言権をいかに確保していくかの具体策、あ
るいは人材の供給、育成策、いまだに加盟してい
ない国々への働きかけなどについては今後の課題
であると思います。この点も、きちんとこれから
詰めていただきたいというふうに思います。

政府は、国内法の未整備を理由としてICCへ
の加盟をおくらせてまいりましたが、実際には、
ローマ規程には犯罪とされながら、日本の国内法
で処罰されない行為も存在しております。先ほど
質疑の中にも出てまいりましたけれども、出生の
妨害、病院、学校等への攻撃、過度の環境破壊、
人間の盾の利用等につきまして、態様によっては
漏れが生ずる懸念もございます。

ローマ規程には、重大性の要件や補完性の要件
があり、支障を生じる例はまれだとは思いますが
れども、この条約は、国際正義の永続的な尊重及
び実現の保障を目指すものであります。政府は、
共謀罪審議において、条約の存在を盾に、対象犯
罪を意図的に広げた経緯もあるだけに、より厳密
な条約の解釈とともに、法案に規定する証人等買
収罪及び組織犯罪証拠隠滅罪の適用についても慎
重な対応を求めたいと思います。

また、容易に国境を越えるテロネットワークの
現状から、テロ犯罪の検討は大変重要であります

し、北朝鮮による拉致事件への人道に対する犯罪
の適用、PKO等で活動する日本人の扱い等の課
題もあり、単にICC加盟にとどまらず、政府に
は、国際的に重大な犯罪の防止及び処罰に向け、
積極的かつ主体的な取り組みを望むものでありま
す。

最後に、この条約及び協力法を実効性あるもの
とするよう、今述べた諸課題を解消し、ICCを
よりしつかりとした組織にしていくなきことを強
調し、私の賛成討論といたします。

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。
(拍手)

○山口委員長 これより採決に入ります。

まず、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締
結について承認を求めるの件について採決いたし
ます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本件は承認す
べきものと決しました。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する
法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本件は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○山口委員長 この際、ただいま議決いたしました
法律案に対し、三原朝彦君外五名から、自由民
主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産
党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附
帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。やま
ざわ大志郎君。
○やまざわ委員 ただいま議題となりました附帯

決議案につきまして、提出者を代表しまして、案
文を朗読し、趣旨の説明といたします。

国際刑事裁判所に対する協力等に関する
法律案に対する附帯決議(案)

国際社会全体の関心事でもある最も重大な犯
罪を行った個人を処罰する国際刑事裁判所の設
立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅
及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、
極めて意義深いものである。現在、この裁
判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び
戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が
整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使で
きるものとされている。人道に対する犯罪に
は、「人の強制失踪」として拉致も含まれてお
り、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が
国が国際刑事裁判所ローマ規程の締約国になる
ことには大きな意味が認められる。

また、二〇〇九年に招集されるローマ規程の
検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、
テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪
に含めるか否かを検討することが予定されてい
る。

我が国がローマ規程に加入した暁には、本規
程の見直しをはじめ、まだ発展途上にあるこの
裁判所の運営及び活動に対し、締約国として国
際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の
貢献を行っていく必要がある。

これを踏まえ、政府は、本法の施行に当た
り、次の事項について特段の配慮をすべきであ
る。

一 国際刑事裁判所の運営等に対し、最大拠出
国にあふましい発言権の確保に努めつつ、裁
判官及び検察官をはじめとする裁判所職員の
輩出のために人材の発掘及び育成にかかる体
制を強化すること。

一 国際刑事裁判所の設立に関するローマ規程
に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有し、か
つ、管轄権を行使し得る重大な犯罪につい
て、国内で捜査し訴追し、かつ、処罰するた

めの体制及び運用の確保に努めること。

一 国際刑事裁判所からの協力要請に適切に応えらるるよう、我が国の刑事司法制度のさらなる信頼性向上に常に努めること。

一 国際刑事裁判所が管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること。

一 国際刑事裁判所に対する協力において、証人として国内受刑者を移送する制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、手続、移送期間及び方法等について十分な説明を行うとともに、移送の決定に際しては、受刑者本人の意思を十分尊重するよう努めること。

一 国際刑事裁判所に対する協力において、被疑者として引渡犯罪人を引き渡す制度の運用に当たっては、引渡犯罪人に対し、制度の趣旨、手続及び方法等について十分な説明を行うとともに、引渡しの決定に際しては、本法に規定された要件及び手続を厳守すること。

一 我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、国際刑事裁判所において、ローマ規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。外務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案を可決いただきました。まことにありがとうございます。

政府といたしましては、ただいまの附帯決議の御趣旨を踏まえつつ、国際刑事裁判所に対する協力を通じ、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与していく所存であります。

○山口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

平成十九年四月六日印刷

平成十九年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局